

はじめてのバーコードガイド



ジーエスワン
「GS1事業者コード登録通知書」は
コードの有効期限まで大切に保管してください。

GS1事業者コードのお手続き完了後に、コード管理担当者宛に「GS1事業者コード登録通知書」をお送りしています。本通知書には、貸与されているGS1事業者コードや登録内容、My GS1 Japan (詳細は右ページ)のご利用に必要な情報などが記載されています。

【有効期限】
GS1事業者コード等の有効期間が記載されています。

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F
 一般財団法人流通システム開発センター
 コード管理部
 流通 五郎 様

一般財団法人流通システム開発センター 御中

種別・コード数	コード	有効期限
GS1事業者コード 標準7桁 3コード	4512345, 4912345, 4987000	20XX年XX月
GS1事業者コード 標準9桁 2コード	456995111, 456995112	20XX年XX月
GS1事業者コード 標準10桁 2コード	4595000109, 4595007798	20XX年XX月
GS1事業者コード 短縮6桁 1コード	499687	20XX年XX月
GTIN-8ワンオフキー 2コード	45500008, 45500459	20XX年XX月

*** 以下 余白 ***

基本GLN: 4569951110009
1234567

発行日 20XX年X月X日

GS1 Japan
GS1事業者コード登録通知書

※ [GS1事業者コード貸与規約] および「はじめてのバーコードガイド」を遵守してください。
 ・ 左記のGS1事業者コードは、下記の登録事業者のみが利用できます。
 ・ GS1事業者コードの桁数は7桁と9桁および10桁があります。貴事業者に貸与されている桁数のとおり間違いないようにご利用ください。
 ・ 標準タイプのJANコード (13桁) の桁数を減らして、短縮タイプのJANコード (8桁) として利用することはできません。
 ・ JANコードの設定・印刷に関しては裏面「JANコード表示までの作業手順」や「はじめてのバーコードガイド」(https://www.gs1jp.org/code/jan/) をご確認ください。

登録事業者: 一般財団法人流通システム開発センター

URL: https://www.gs1jp.org/

代表者: 流通 太郎
 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
 新青山ビル東館9F
 03-5414-8500

管理担当者連絡先: 流通 五郎 gop@gs1jp.org

基本GLN: 4569951110009

【基本GLN (p.26)】
当財団が設定する、登録事業者自身を表す番号です。

My GS1 Japan (詳細は右ページ) のご利用に必要な情報です。

【ログインID、パスワード】
My GS1 Japanへログインする際に必要となります。
 ※パスワードは初期パスワードが印字されます。初回ログイン後に事業者様自身でご変更をお願いいたします。
 (パスワード変更後に発行された登録通知書には、パスワードの印字はありません。)

【認証キー】
My GS1 JapanでGS1事業者コードの各種手続きを行う際に必要となります。

印字されている登録内容に変更が生じた場合は、変更手続き (p.20) をお願いいたします。

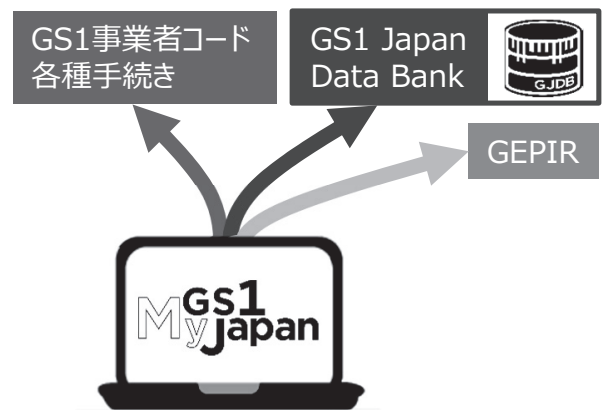
マイ ジーエスワン ジャパン ポータルサイト「My GS1 Japan」をご活用ください！

My GS1 Japan とは

「My GS1 Japan」はネット上で提供する各種サービスのポータルサイトです。
本ポータルサイトは GS1 事業者コードをお持ちであれば無料でご利用いただけます。

「My GS1 Japan」から利用できる各種サービス

- **GS1 事業者コードの各種手続き**
貸与されている GS1 事業者コードとその有効期限の確認、各種申請手続き、インボイス制度に対応した書類「申請料確定明細書」のダウンロードができます。
- **GS1 Japan Data Bank (GJDB)**
ジーエスワン ジャパン データ バンク ジージェーデービー
GTIN (JAN コード) の設定や管理、バーコード画像の生成ができます。
- **GEPIR (GS1 登録事業者情報検索サービス)**
ゲピア
登録事業者情報の検索ができます。(事業者名、GTIN (JAN コード)、GLN などから登録事業者を調べる等)



My GS1 Japan 利用開始手続きの流れ

- 1 My GS1 Japan ページにログイン**
My GS1 Japan ログインページ (<https://mygs1.gs1jp.org/>) にアクセスし、「GS1 事業者コード登録通知書」に記載の My GS1 Japan の「ログイン ID」「パスワード」を入力しログインします。
- 2 メールアドレスの登録**
メールアドレスを入力し送信ボタンをクリック後、届いたメール本文に記載されている URL をクリックしメールアドレス登録画面を表示します。再度ログインを求められますので、**1**で入力した My GS1 Japan の「ログイン ID」「パスワード」を再度入力し、「登録を続ける」をクリックします。
- 3 規約の同意とユーザー情報登録**
表示される規約を確認後、「同意します」にチェックし、「次に進む」をクリックします。次に表示される画面で、代表ユーザー*の情報と代表ユーザーのログイン用パスワードを設定します。
- 4 利用手続き完了**
以上で My GS1 Japan の利用開始手続きは完了です。
My GS1 Japan ログインページ (<https://mygs1.gs1jp.org/>) で代表ユーザーのログイン ID (GS1 事業者コード登録通知書記載の My GS1 Japan のログイン ID) と**3**で設定したパスワードでログインすることができます。

※代表ユーザーは、My GS1 Japan の管理者で、本ポータルサイトで提供されるサービスの全権限を持つユーザーです。GS1 事業者コードの管理担当者が代表ユーザーとなる人を指定してください。代表ユーザーのログイン ID は GS1 事業者コード登録通知書に記載されている My GS1 Japan のログイン ID です。変更することはできません。

▶ My GS1 Japan ログインページ (<https://mygs1.gs1jp.org/>) 下部にある「マニュアル」では、詳細な手続きの方法を紹介しています。

本ガイドで使用する主な用語の解説

用語	詳細頁	解説
<small>アイティーフ</small> ITF シンボル	17 ページ	集合包装用商品コードを機械で自動読み取りできるように、バーとスペース（しま模様）で表したものの。
アイテム	—	商品等において、これ以上分けられない流通上の最小単位。
<small>イアン</small> EAN コード (GTIN-13)	4 ページ	「どの事業者の、どの商品か」を表す国際的な商品識別コード。JAN コードと同義語。
<small>イーピーシー</small> EPC	27 ページ	Electronic Product Code の略で、GS1 標準識別コードを電子タグに書き込むための格納形式（エンコードフォーマット）。
インジケータ	16 ページ	集合包装の入り数等の違いを識別するために、集合包装用商品コードの先頭に設定する数字。
<small>ゲピア</small> GPIR	26 ページ	各国の GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けている事業者の情報をインターネットを通じて一元的に提供するサービス。
事業者	—	法人企業、団体、行政機関、個人等、一定の目的に基づいて経済的または社会的活動を行う団体のこと。
<small>ジーエルエヌ</small> GLN	26 ページ	Global Location Number の略で、13 桁からなる国際標準の企業・事業所識別コード。
<small>ジーエスワン</small> GS1	—	世界の 110 以上の国または地域が加盟している国際的な流通標準化を推進する機関。
<small>ジーエスワン</small> GS1 事業者コード	5 ページ	GTIN (JAN コード等) や GLN などの国際標準の GS1 識別コードを設定するために必要な 10 桁、9 桁または 7 桁のコード。当財団が事業者からの申請を受け、重複がないように貸与している。
<small>ジーティン</small> GTIN	4 ページ	Global Trade Item Number の略で、GS1 が定める国際標準の商品識別コードの総称。JAN コード、U.P.C.、集合包装用商品コードが含まれる。
<small>ジーティン</small> GTIN-8 ワンオフキー	15 ページ	当財団から登録事業者に対し 1 商品につき 1 コードずつ貸与する 8 桁の商品識別コード (GTIN-8)。
<small>ジーエスワン ジャパン データ バンク</small> GS1 Japan Data Bank	24 ページ	当財団が提供する、GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者の商品情報の登録と適正な管理を実現するサービス。ポータルサイト「My GS1 Japan」から利用できる。
<small>ジクフス アイエフデービー</small> JICFS/IFDB	25 ページ	JAN コードと付随する商品情報を、商品メーカーの他、連携している業界データベースや流通業から収集し、一元的に管理するデータベースサービス。
<small>ジャン</small> JAN コード (GTIN-13/GTIN-8)	4 ページ	「どの事業者の、どの商品か」を表す国際的な商品識別コード。JAN コードは日本における呼称であり、国際的には EAN コードまたは GTIN-13/GTIN-8 と呼ばれる。
<small>ジャン</small> JAN シンボル	4 ページ 14 ページ	JAN コード (GTIN-13/GTIN-8) を機械で自動読み取りできるようにバーとスペース（しま模様）で表したものの。
集合包装用商品コード (GTIN-14)	16 ページ	集合包装に対して設定する、14 桁の商品識別コード。
商品アイテムコード	12 ページ	GS1 事業者コードを貸与された事業者が、JAN コードを設定する際に商品を識別するために設定するコード。
貸与	—	当財団が申請者に対し、特定の GS1 事業者コードを指定して貸し出すこと。
<small>ジャン</small> JAN コード短縮タイプ	4 ページ 15 ページ	小さな商品に設定する 8 桁の JAN コード (GTIN-8)
チェックデジット	12 ページ	バーコードを読み取る際に、読み誤りを防ぐためのチェック用数字。
<small>ジャン</small> JAN コード標準タイプ	4 ページ	13 桁の JAN コード (GTIN-13)
<small>マイ ジーエスワン ジャパン</small> My GS1 Japan	巻頭ページ	当財団がインターネット上で提供する各種サービス（「GS1 事業者コードの各種手続き」や「GS1 Japan Data Bank」など）を利用するためのポータルサイト。
<small>ユーピーシー</small> U.P.C. (GTIN-12)	4 ページ	主にアメリカ・カナダで使用される 12 桁の商品識別コード。

本冊子「はじめてのバーコードガイド」は「GS1 事業者コード貸与規約」の第 2 条 4 項および第 9 条 1 項に挙げられている GS1 事業者コードおよび GTIN の利用規則にあたるものです。GS1 事業者コードを使用するにあたって遵守してください。

目 次

第 1 章	流通業界で使われるバーコード	4
1.1	商品識別コード GTIN とは	4
1.2	GS1 事業者コードと GS1 識別コード	5
1.3	バーコードと POS システム	5
1.4	GS1 事業者コードの登録	6
1.5	米国で販売される医療機器等に GS1 事業者コードを 使用する事業者の皆様へ	11
第 2 章	バーコードの作成方法	12
2.1	バーコード作成と利用の流れ	12
2.2	GTIN (JAN コード) を設定する	12
2.3	JAN シンボル (バーコード) を印刷する	14
2.4	小さな商品にバーコードを印刷したいとき	15
2.5	GTIN-14 (集合包装用商品コード) を設定する	16
2.6	ITF シンボルを印刷する	17
2.7	取引先に GTIN 情報を伝える	18
第 3 章	登録後の諸手続き	19
3.1	有効期限の 1 ~ 2 ヶ月前になったとき (更新手続き)	19
3.2	登録事項に変更が生じたとき (変更手続き)	20
3.3	GS1 事業者コードを利用しなくなったとき (返還手続き)	20
3.4	商品アイテム数が増えてコードが足りなくなったとき	21
第 4 章	よくある質問 Q&A	22
第 5 章	関連資料	24
第 6 章	規約	28

第1章 流通業界で使われるバーコード

1-1 商品識別コード ^{ジーティン}GTINとは

GTINとは

GTIN (^{ジーティン}Global Trade Item Number) とは、「どの事業者の、どの商品か」を表す国際標準の商品識別コードです。日本国内においては、^{ジャン}JANコード (Japanese Article Number)、海外ではEANコード (European Article Number) と呼ばれている商品識別コードの総称です。

GTINには、主に商品消費者購入単位 (単品) を識別する13桁のGTIN-13 (JANコード標準タイプ) や8桁のGTIN-8 (JANコード短縮タイプ) のほか、ボールやケースなどの集合包装を識別する14桁のGTIN-14 (集合包装用商品コード)、米国、カナダで使用されるGTIN-12のU.P.C. (Universal Product Codeの略) があります。

総称	商品識別コード	桁数	国際的な呼称
GTIN	JANコード標準タイプ	13桁	GTIN-13
	JANコード短縮タイプ	8桁	GTIN-8
	集合包装用商品コード	14桁	GTIN-14
	U.P.C.	12桁	GTIN-12

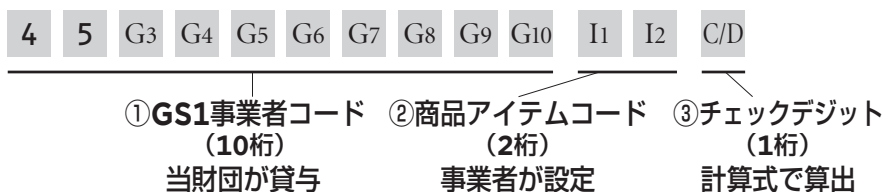
以下本書では特に断りが無い限り、GTINは最も一般的に使用されているGTIN-13 (JANコード標準タイプ) とGTIN-8 (JANコード短縮タイプ) を指し、GTIN (JANコード) と表記します。

GTIN (JANコード) は、下図の通り、① ^{ジェスワン}GS1事業者コード②商品アイテムコード③チェックデジットの3つの要素から構成されています。商品等にGTIN (JANコード) を表示するには、その商品のブランドを持っている事業者 (商品の主体的な供給者) がGS1 Japan (一般財団法人流通システム開発センター) から貸与されたGS1事業者コードを用いて設定します。

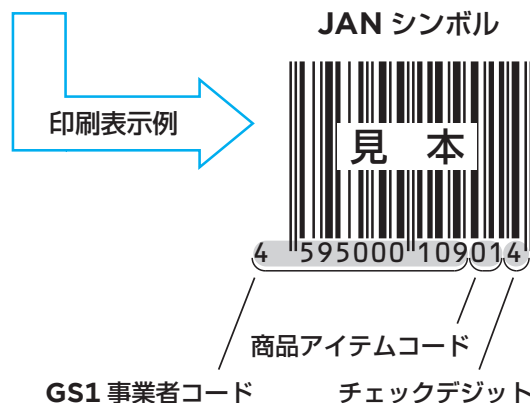
GTIN (JANコード) は、通常、バーコードリーダーで読み取れるように商品にJANシンボルと呼ばれるバーコードを用いて印刷表示され、POSシステム (p.5 参照) をはじめとする様々な業務に活用されています。

【GTIN-13 (JANコード) の仕組みと JAN シンボル】 (GS1 事業者コードが 10 桁の場合)

GTIN-13 (JANコード)



(p.12 参照)



1-2 GS1事業者コードとGS1識別コード

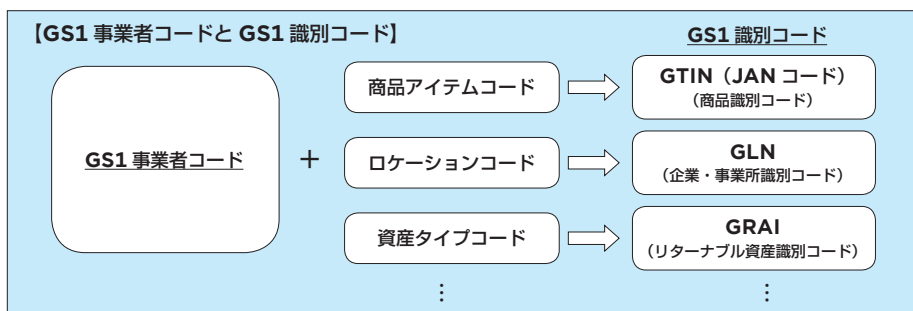
GS1 事業者コードとは

GS1 事業者コードは、GTIN (JAN コード) や GLN (p.26 参照) などを設定するために必要な、10桁、9桁または7桁の番号(コード)です。

GS1 事業者コードは、国際的な流通標準化推進機関である GS1 の日本代表機関である当財団が事業者に貸与し、コードが重複しないように管理しています。

GS1 識別コードとは

GS1 識別コードは、GS1 が定めている国際標準の識別コードです。商品やサービスを識別するための GTIN (JAN コード)をはじめ、企業・事業所を識別するための GLN など、様々な用途に応じた識別コードが定められています。どの GS1 識別コードも、GS1 事業者コードを元に設定するため、世界中で他と重複することなく、対象を識別することが可能です。



1-3 バーコードとPOSシステム

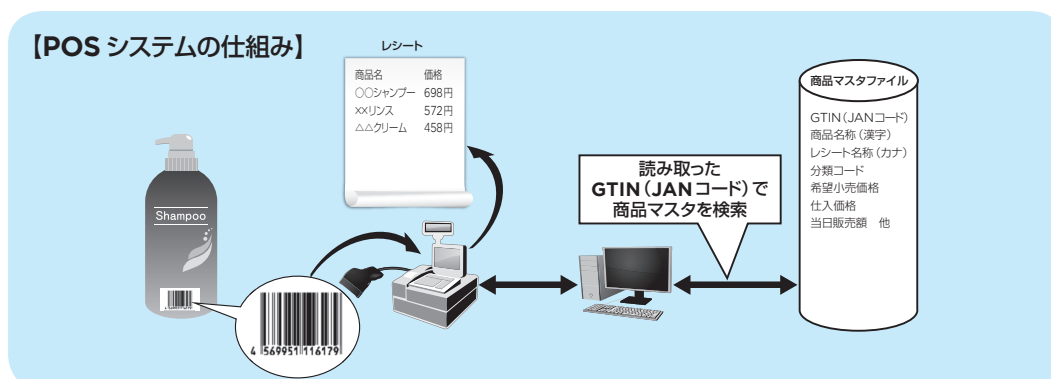
バーコードとは

バーコードにはいろいろな種類がありますが、流通業界では GTIN (JAN コード) を JAN シンボルで表したバーコードが広く利用されています。このバーコードを読み取ることにより、GTIN (JAN コード) を迅速、正確にコンピュータに取り込むことができます。

POS システムの仕組み

小売業のレジで使用されている POS システム (販売時点情報管理システム。POS は Point Of Sales の略) は、小売業者が取扱い商品の GTIN (JAN コード) と、それに対応する商品名や価格などを、あらかじめ自社の商品マスタに登録しておきます。

レジで精算時に商品のバーコードを読み取ると、POS システムは読み取った GTIN (JAN コード) をもとに商品マスタを検索し、紐づけられている商品名や価格をディスプレイに表示し、レシートに印字します。このように、GTIN (JAN コード) は商品情報を呼び出すための検索キーであり、GTIN (JAN コード) の数字そのものに商品情報や価格が含まれているわけではありません。



1-4 ジーエスワン GS1事業者コードの登録

GS1 事業者コードとは

GS1 事業者コードは、GTIN (JAN コード) や GLN (p.26 参照) などを設定するために必要な、10桁、9桁または7桁の番号(コード)です。

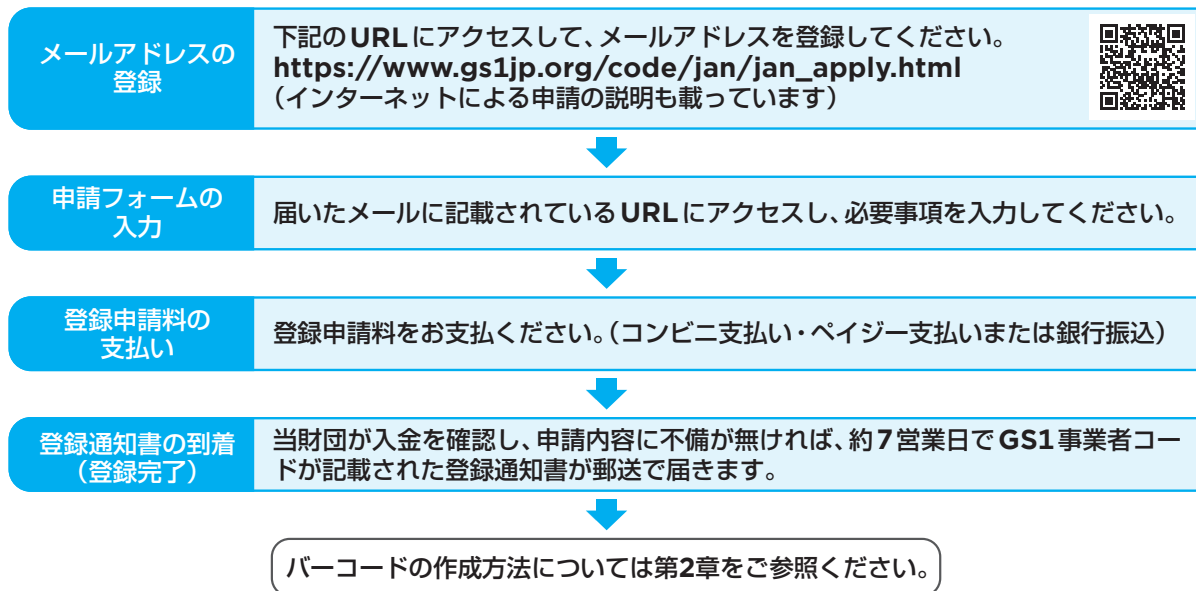
GS1 事業者コードは、国際的な流通標準化推進機関である GS1 の日本代表機関である当財団が事業者に貸与し、コードが重複しないように管理しています。GS1 事業者コードを利用するためには、当財団へ事業者単位での申請、登録と、また GS1 事業者コードを継続して利用する場合は、1年ごとの更新申請、または3年ごとの更新申請と1年ごとの登録内容確認が必要です。登録と利用に関しては GS1 事業者コード貸与規約 (p.28) を遵守してください。

【GS1 事業者コードの登録・利用にあたっての重要事項】

1. 「**GS1 事業者コード貸与規約**」を遵守してください。(p.28)
(<https://www.gs1jp.org/code/jan/agreement.html>)
2. **GS1 事業者コード**の利用規則である「**はじめてのバーコードガイド**」を遵守してください。(https://www.gs1jp.org/code/jan/hajimete_barcode_guide.html)
3. **GS1 事業者コード**の貸与を受けるためには、登録手続きが必要です。同じ事業者が重複して登録手続きを行うことはできません。
4. **GS1 事業者コード**は、事業者単位(法人または個人)で貸与します。事業者の一部門(支社、営業所など)には貸与できません。
5. **GS1 事業者コード**は、貸与を受けた登録事業者のみが利用できます。親子会社やグループ会社の関係があっても、他の事業者の **GS1 事業者コード**は利用できません。
6. **GS1 事業者コード**の貸与は、登録事業者の信用を保証、証明するものではありません。
7. **GS1 事業者コード**を登録した事業者の下記情報は、**GS1 登録事業者情報検索サービス (GEPiR)** の情報として当財団のウェブサイト等に公開されます。(p.26)
① **GS1 事業者コード** ②事業者名(法人名、個人事業主名・個人事業の屋号)
③所在地 ④基本 **GLN** ⑤ウェブサイトの URL
8. 前項の情報は、**GS1 Japan Data Bank**、**GLN データベース**、**JAN コード統合商品情報データベース (JICFS/IFDB)**、**多言語商品情報データベース**および **GS1** が国際的に管理するデータベースの基本情報として提供され、公開されることがあります。
9. **GS1 事業者コード**の有効期間は初回登録月の翌月から、支払年数の選択により、**1年間**または**3年間**です。継続して利用する場合は更新手続きが必要です。(p.19)
10. **GS1 事業者コード**は、共通取引先コード、書籍 **JAN コード**、定期刊行物コード(雑誌)など **GS1 事業者コード**以外のコードとしては利用できません。
11. 当財団の「**個人情報保護方針**」及び「**個人情報保護の取扱いについて**」は、当財団のウェブサイトでご確認いただけます。(p.38)
(https://www.gs1jp.org/personal_information.html)

GS1 事業者コードの登録方法と登録の流れ

インターネットによる申請手順



注) インターネット申請による申請が難しい場合は、登録申請書(用紙)による申請も可能です。なお、登録申請書による申請の場合、インターネット申請より日数が掛かります(2週間程度)。

また、登録申請書(用紙)は、当財団ホームページ内「新規申請のお問い合わせ」またはお電話にてご請求ください。

<https://www.gs1jp.org/contact/>

GS1 事業者コードの申請時の登録項目

以下の登録項目の中で、(※)はGS1登録事業者情報検索サービス(GEPIR)の情報として当財団のウェブサイト公開されます。

個人事業主の方は、本社住所の一部を非公開とすることができます。一部非公開を希望される場合は、当財団までご連絡ください。

①登録事業者

事業者名(※)

- 法人の場合は、**登記上の会社名**をご登録ください。
※事業者単位の登録となるため、**支店・営業所・事業部単位などでは登録できません。**
- 個人で登録される場合は、**商店名・個人名**のどちらでも登録できます。

英文事業者名（※）

- 海外からの問い合わせや照会のために、規定されている英文事業者名があればご登録ください。

代表者氏名

- 代表者の氏名をご登録ください。

種別（法人・個人）

- 法人の場合は「法人」に、個人（個人事業主を含む）の場合は「個人」にチェックしてください。

法人番号（13桁）

- 法人の場合は必ずご登録ください。1法人に対して1つの法人番号（13桁）が国税庁より通知されています。個人の場合は登録不要です（マイナンバーではありません）。

本社所在地（※）

- 実際に本社機能がある所在地をご登録ください。登記されている住所かは問いません。

本社電話番号

- 登録事業者の代表電話の固定電話または携帯電話・IP電話の番号をご登録ください。代表電話がない場合は、代表者の携帯電話・IP電話の番号をご登録ください。

英文本社所在地（※）

- 規定されている英文本社所在地があればご登録ください。（インターネットによる申請にてご登録できます。）

業態分類コード

- 登録事業者の業態に最も近い業態分類を1つ選択してください。
複数の業態に該当する場合は、最も売上比率の高い業態を1つ選んでください。

100	製造業・生産者	401	医療機関
200	卸売業（農協・漁協含む）	402	物流業（輸送・倉庫・3PL等）
300	小売業	403	サービス業
		500	官公庁

URL（※）

- 登録事業者のウェブサイトがある場合は、URLをご登録ください。（インターネットによる申請にてご登録できます。）

②コード管理担当者

- ※コード管理担当者には、代理（第三者、単なる取引先等）の方は登録できません。
登録事業者内に所属し、当財団との連絡窓口になる方、実際にコード管理を担当する方を登録してください。登録通知書、更新申請書の授受およびお問い合わせはコード管理担当者の方と行います。

担当者氏名

- コード管理担当者の氏名をご登録ください。フリガナも必ずご登録ください。

部署・役職

- コード管理担当者の部署役職をご登録ください。

電話番号・FAX 番号

- コード管理担当者の連絡先電話番号、FAX 番号をご登録ください。
- FAX が無い場合は、FAX 番号のご登録は不要です。

担当者所在地

- コード管理担当者の所在地が登録事業者の本社所在地と異なる場合のみご登録ください。
- 転送不要で郵便物の受取が可能な住所をご登録ください。

③登録申請料

登録申請料は、事業者全体の年間売上高および支払年数により決まります。

年間売上高

- 事業者全体の年間売上高**（直近の年間決算の数字）をご登録ください。
- ただし、以下に該当する事業者は、下記に記載の通りに金額を算出しご登録ください。
 - ・書籍 JAN コードの貸与を受けている事業者
→書籍の売上を差し引いた金額
 - ・定期刊行物コード（雑誌）の貸与を受けている事業者
→雑誌の売上を差し引いた金額
 - ・都道府県庁、市役所、町村役場、地方自治体が設置した事務組合、衛生組合、中央省庁
→物販事業およびサービス事業全体の収入合計金額
公共料金収納に GS1 事業者コードをご利用の場合は、収納事業全体の収入合計金額
- 年間売上高が 0 万円の場合は、該当する理由を 1 つ選択してください。
 - ・法人を新設（または個人事業を開始）してから 1 年未満であり、まだ決算を迎えていないため
 - ・営業活動を始めていなかったため
 - ・会社を休眠（事業を休止）しており、売上がないため

登録申請料

- 登録申請料は事業者全体の年間売上高と支払年数（3 年払いまたは 1 年払いを選択）により決まります。
- 料金表は p.32 規約別表 A をご参照ください。

④ GS1 事業者コードの利用について

利用用途

- GS1 事業者コードの利用を予定している用途を必ず 1 つ以上選択してください（複数選択可）。
- 現時点で利用予定が無くチェックを付けなかった用途であっても、いつでも任意に利用することができます。

主要取引先

- GS1 事業者コードの利用を要請された、または予定している取引先（小売業、卸売業、通販サイトなど）の社名を 2 社までご登録ください。
- 取引先が未確定の場合は「未定」としてください。

主要商品名

- GS1 事業者コードを利用する商品の種類名をご登録ください。（例：「石鹸」、「タオル」など）
- 利用用途欄で「GLN」のみを選択している場合は、貴事業者が取り扱っている商品やサービスをご登録ください。

取扱品目コード

- GS1 事業者コードを利用する品目になるべく近い品目コード（下表）を 3 つまで選択してください。（必ず 1 つ以上ご登録ください。）
- 利用用途欄で「GLN」のみを選択している場合は、貴事業者が取り扱っている品目になるべく近い品目コードをご登録ください。

〔取扱品目コード表〕

コード	食 品	コード	ヘルスケア用品	コード	日用雑貨・家庭用品 耐久消費財	コード	カルチャー用品	コード	衣料・身の回り品
101	生鮮食品	201	医療機器・医療材料	301	日用雑貨	401	文具・事務用品	501	衣料・衣服・肌着
102	加工食品	202	体外診断用医薬品	302	化粧品・理美容品	402	玩具	502	寝具・寝装品
103	菓子	203	医療用医薬品	303	家庭用品・台所用品	403	書籍・雑誌	503	宝飾品・アクセサリ
104	飲料・酒類	204	OTC 医薬品	304	DIY 用品	404	音響機器・音楽 CD・配信用 楽曲・楽器・楽譜・映像 DVD	504	時計・メガネ関連品
105	健康食品	299	その他医療関連用品	305	ペットフード・ペット用品	405	光学・写真関連品	505	靴・履物
106	食品原材料			306	園芸用品・生花	406	家電	506	鞆
199	その他食品			307	家具	407	情報機器・コンピュータウェア/ ハードウェア・モバイル用品	507	スポーツ用品
				308	車両用品	408	ホビー用品	599	その他衣料・身の回り品
				309	食品包装資材	499	その他カルチャー用品	コード	その他
				310	食品以外の包装資材			901	その他商品
				399	その他日用雑貨・家庭用品・ 耐久消費財等			902	サービス提供

今後の GTIN (JAN コード) 設定予定商品アイテム数

- 登録事業者が1年払いの場合は今後1年間、3年払いの場合は、今後3年間に GTIN (JAN コード) を設定する予定商品アイテム数をご登録ください。
(商品アイテムとは、商品単品を識別する単位 (例: 色別・サイズ別・柄別等まで分けた単位))
- 商品アイテム数に応じて、10桁または9桁 GS1 事業者コードを1つまたは複数貸与します。
- 商品アイテム数の記載が無かった場合は、10桁 GS1 事業者コードを1つ (100 アイテムまで設定可能) 貸与します。

GTIN (JAN コード) の特殊用途

- 特殊用途 (CVS 等での公共料金等収納代行用、(枝肉、部分肉等の) 食肉物流用) に GTIN (JAN コード) を利用する場合のみ選択してください。
- 該当しない場合は選択しないでください。

UDI (医療機器固有識別) 利用有無 - 米国で医療機器を販売する事業者へ -

- GS1 事業者コードを使用して、米国市場で販売される医療機器等 (医療機器および体外診断用医薬品) の GTIN を設定する場合、あるいは使用予定が決まっている場合は「はい」を選択してください。
「はい」を選択した方は、英文事業者名、英文本社所在地が登録必須となります。また、後日 GS1 Japan よりご連絡させていただく場合がございます。(インターネットによる申請にてご登録できます。)
なお、移転等で本社所在地が変わった場合は、必ず英文本社所在地の変更も行ってください。

1-5 米国で販売される医療機器等に GS1 事業者コードを使用する事業者の皆様へ

現在、米国では、医療機器等 (医療機器および体外診断用医薬品) にバーコードを表示する UDI (Unique Device Identification) 規制が施行されています。GS1 標準の商品識別コード (GTIN) とバーコードは米国 FDA によって認められた標準ですが、GS1 は、米国市場で販売される医療機器等に対して、どの事業者が、どの GS1 事業者コードを使用しているかを、毎年米国 FDA に報告することを義務づけられています。

GS1 事業者コードを使用して、米国市場で販売される医療機器等の GTIN を設定する場合、あるいは使用することが決まっている場合は、必ず、その GS1 事業者コードの使用宣言を行ってください。使用宣言は、インターネットによる新規登録申請時、更新申請時、または変更申請で行えます。

【ご注意】

- 事前の使用宣言をされていない場合、貴事業者商品の米国内での諸手続き等に障害が起る可能性があります。
- 米国の UDI データベースとの照合などにより、GS1 事業者コードや GTIN の不適切な使用が判明し、当財団からの通知を受けてもこれが是正されない場合、貸与規約第 15 条 1 項が適応され GS1 事業者コードが取り消される可能性があります。

第2章 バーコードの作成方法

本章ではGS1 事業者コード登録完了から商品出荷までを解説します。

2-1 バーコード作成と利用の流れ

GS1 事業者コードの登録完了後は、いよいよ商品にバーコード（JAN シンボル、ITF シンボル）を表示して出荷させます。下図の流れで、商品出荷までに必要な作業を行ってください。



2-2 GTIN (JANコード) を設定する

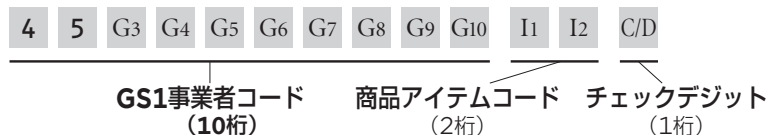
JANコードの体系

GTIN (JANコード) の13桁の数字は、GS1 事業者コード、商品アイテムコード、チェックデジットの3つの要素で構成されています。GS1 事業者コードは当財団から貸与されるものですが、商品アイテムコードの設定とチェックデジットの計算は登録事業者が行います。

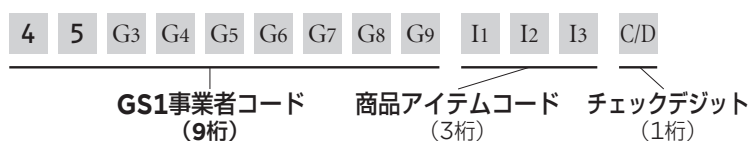
以下、GTIN-13 (JANコード標準タイプ) を例に説明します。

GS1 事業者コードには10桁、9桁と7桁の3種類があり、それぞれ商品アイテムコードの桁数も異なります。2021年以降は原則として10桁または9桁のGS1 事業者コードが貸与されます。

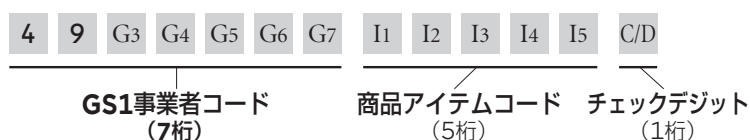
① 10桁GS1事業者コード



② 9桁GS1事業者コード



③ 7桁GS1事業者コード



- ▶ GTIN (JAN コード) は、商品情報データベース「GS1 Japan Data Bank (GJDB)」で自動で設定することができます。
詳細は p.24 をご覧ください。



商品アイテムコードの設定方法

商品アイテムコードは、商品ごとに異なる数字を設定します。
以下のルールに従って設定をしてください。

< 10 桁 GS1 事業者コードが貸与されている場合 >

- ① 商品アイテムコード 2 桁を任意で設定し、自社で重複のないよう正確に管理してください。
- ② 新しい商品や、仕様が異なる商品（容量、味、色などが異なる）には異なる商品アイテムコードを設定してください。
- ③ 商品アイテムコードは、01 から順番に 02、03…と設定する方法をお勧めします。一部の桁を商品分類別や、部門別の数字として使用すると、変更があった際に管理が難しくなるので避けてください。また、商品アイテムコードが不足する場合のみ、GS1 事業者コードの追加登録が出来ます。

※ 9 桁 GS1 事業者コードの場合、商品アイテムコードは 3 桁、7 桁 GS1 事業者コードの場合、商品アイテムコードは 5 桁になります。

※一度設定した GTIN (JAN コード) は、別の商品に設定 (再利用) することはできません。

< 商品アイテムコードの設定基準 >

下表に該当する場合は、それぞれ異なる GTIN (JAN コード) を設定してください。原則として、商品の仕様に違いがある場合は全て異なる GTIN (JAN コード) を設定します。同じ GTIN (JAN コード) の商品は、在庫管理や売上管理等において、同じ商品として管理されます。

詳細は下記 URL より「GTIN (商品識別コード)」をご確認ください。

<https://www.gs1jp.org/standard/identify/gtin/>

項 目	例
サイズが異なる場合	大袋、中袋、小袋
重量／容量が異なる場合	100g、200g / 50cc、80cc
色が異なる場合	ピンク、ブルー、ホワイト
味が異なる場合	カレー味、バーベキュー味
香りが異なる場合	ジャスミン、プーケ
販売単位が異なる場合	3 個入り、5 個入り

等

チェックデジットの計算方法

チェックデジットは GTIN (JAN コード) 13 桁の末尾 1 桁の数字で、バーコードによる入力・読み誤りを防ぐための仕組みです。

チェックデジットの値が誤っていると、コンピューターへの商品登録、バーコードの作成、およびスキャナでの読取などができません。

商品アイテムコードを設定後、チェックデジット以外の 12 桁の数字を使って所定の計算式で算出します。算出方法は、主に下記の 2 つがあります。

① 当財団ホームページの計算ツールを使う

当財団のホームページで簡単にチェックデジットを計算できます。

下記 URL よりご利用ください。

チェックデジット計算：https://www.gs1jp.org/code/jan/check_digit.html

② 印刷業者に依頼をする

チェックデジットを含まない 12 桁の数字を連絡すると、チェックデジットを計算しバーコードを印刷してもらえます。パッケージ印刷などで印刷業者に依頼する場合は、各印刷業者にご相談ください。

各種バーコード関連機器やソフトウェアにチェックデジット自動計算機能が付いている場合は、そちらをご利用いただいても問題ありません。

2-3 JANシンボル（バーコード）を印刷する

JAN シンボルは、GTIN（JAN コード）をスキャナにより読み取るためのものです。商品パッケージに印刷表示する際は、サイズや色に制限があるため本ページの説明をよくご確認の上、表示してください。

医療用医薬品、医療機器等はバーコードの表示ルールが異なります。詳細は下記 URL をご確認ください。

<https://www.gs1jp.org/standard/healthcare/tenbunnavi/>



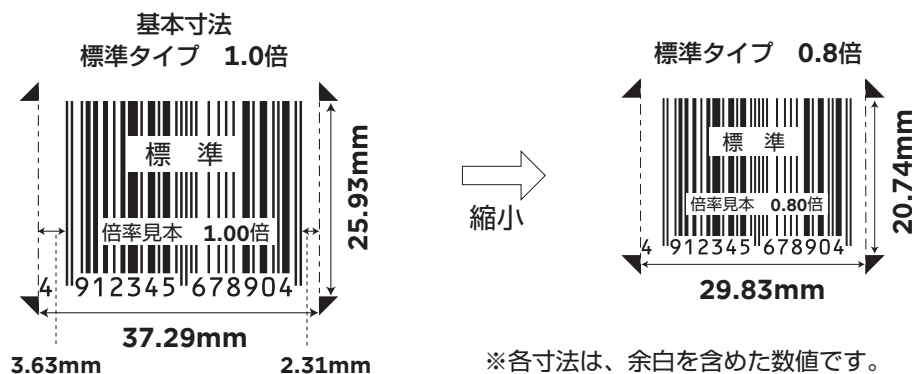
印刷方法

JAN シンボルの印刷は、一般的に、印刷業者に依頼をして行いますが、バーコード作成に対応したプリンターやソフトウェアを使用し、印刷することも可能です。その場合は次の点に注意してください。

- 印刷した JAN シンボルが、JIS 規格（規格番号 X0507）に定められているサイズ・品質に適合している必要があります。適合していない場合、その JAN シンボルは読み取りできない可能性があります。印刷した JAN シンボルが JIS 規格を満たしているかを確認したい場合は、バーコード検証を行ってください。
- GS1 標準対応バーコード機器 製造・販売会社リスト
https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/list_barcode.pdf
(GS1Japan パートナー会員で掲載希望のあった企業を掲載しています)

JAN シンボルの印刷サイズ、色などについて

JAN シンボルの印刷サイズ、色等は全て JIS 規格（規格番号 X0507）により定められています。



※各寸法は、余白を含めた数値です。

- 基本寸法（1.0 倍）…縦 25.93mm、横 37.29mm（左右に必要な余白を含む）
- 拡大縮小 …基本寸法の 0.8 倍～ 2.0 倍の範囲で可能
- 印刷位置 …商品に印刷しやすく、小売店の POS システムで読み取りやすい位置
- 刷り色 …白地に黒いバーが最も望ましい。それ以外の色の組みあわせで印刷すると読み取りできないことがあります。とくに赤系統の色でバーを印刷すると、読み取りができなくなるので避けてください。

JAN シンボル印刷についての詳細は、下記 URL より「JAN シンボルマーキングマニュアル」をご確認ください。

https://www.gs1jp.org/code/jan/jan_marking_manual.html

登録事業者名の表示について

JAN シンボルを印刷した商品には、GS1 事業者コードの登録事業者名の表示が必要です。

2-4 バーコードの印刷スペースが確保できない 小さな商品にバーコードを印刷したいとき

JAN コード標準タイプ（13桁）のバーコードを小さく印刷する方法

①縮小する

バーコードは最小で0.8倍まで縮小して利用することができます（p.14の図を参照）。

②高さを削る（トランケーション）

標準タイプ 1.0倍を
トランケーションした場合



標準タイプ 0.8倍を
トランケーションした場合



縮小しても印刷スペースが確保できない場合は、バーの高さを削ること（トランケーション）ができます。この方法は、JIS規格には定められていませんが、図に示す以上の高さを確保すれば読み取れます。

※海外に輸出する商品ではトランケーションはできません。JIS規格通りのサイズで印刷をしてください。

JAN コード短縮タイプで対応する方法

- JANコード短縮タイプ（8桁）のバーコードは、JANコード標準タイプ（13桁）のバーコードよりも小さいサイズです。JANコード短縮タイプのバーコードを利用する場合は、1アイテムごとに、GTIN-8ワンオフキー（8桁のJANコード）の貸与を受けることが必要です。13桁のJANコードの桁を削って短縮タイプとして使用することはできません。



GTIN-8 ワンオフキーの申請について

- **GTIN-8 ワンオフキーの申請条件**
 - ・GS1が定めるJANコード短縮タイプの利用条件を満たしていること
 - ・既にGS1事業者コードを登録済みであり、そのコードが有効であること
- **GTIN-8 ワンオフキーの申請方法**
 - ・ポータルサイト My GS1 Japan（詳細は巻頭ページ）から申請可能です。
- **GTIN-8 ワンオフキーの有効期限**

GTIN-8ワンオフキーのコードの有効期限は、すでに登録されているGS1事業者コードの有効期限に統一されます。
- **GTIN-8 ワンオフキーの登録申請料**

GTIN-8ワンオフキーの登録申請料は、すでに登録されているGS1事業者コードの有効期間の残存期間に合わせ、**p.33 規約の別表D**の登録管理費を月割りで計算した金額となります。

※ JANコード短縮タイプのGS1事業者コード（6桁）の新規貸与は順次終了となります。ただし、これまでに貸与されたJANコード短縮タイプのGS1事業者コードは、引き続きJANコード短縮タイプのバーコードの作成にご利用いただけます。

ITF シンボルは、GTIN-14（集合包装用商品コード）などをスキャナにより読み取るための物流用のバーコードです。定置式スキャナで自動読み取りができるように、印刷の寸法や表示位置が規定されています。

詳細は下記 URL より「GTIN（集合包装用商品コード）と ITF シンボル」をご確認ください。

<https://www.gs1jp.org/code/jan/itf.html>

ITF シンボルの印刷方法について

下記の規格に従って、印刷業者にご依頼ください。

ITF シンボルの印刷サイズについて

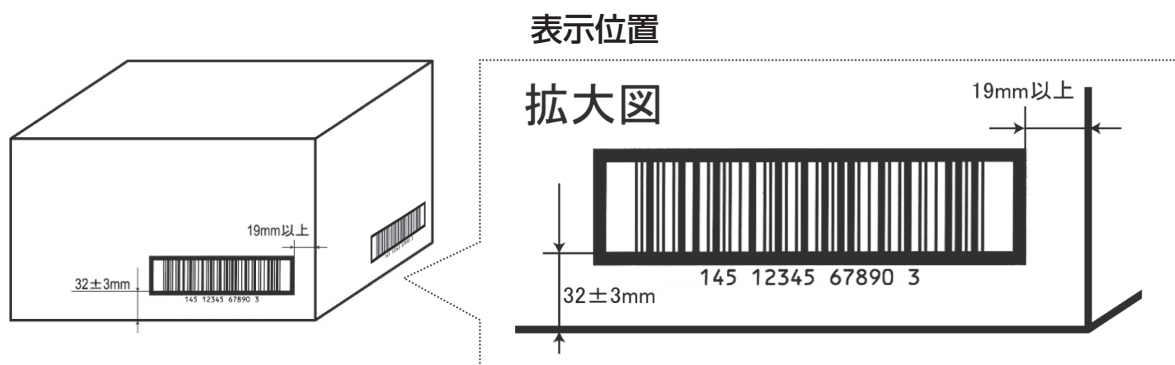
下図に ITF シンボルの 1.0 倍の基本寸法を示します。基本寸法から横幅のみ 0.625 倍～1.0 倍の範囲で縮小することができます。



※実際の大きさと異なります。

ITF シンボルの表示位置について

原則 4 側面（少なくとも長手の 2 側面）に表示します。バーの下端（ベアラバーの内側）と箱の底面との間は、 $32\text{mm} \pm 3\text{mm}$ 。水平方向の左右どちらかのコーナーからベアラバーの外側までの距離が 19mm 以上必要です。ベアラバー（ITF シンボルを囲む外枠）は、印刷精度を向上させ、読取ミスを低減させるものです。必ず表示してください。



2-7 取引先にGTIN情報を伝える

商品を出荷する前に、GTIN（JANコード）を含む商品情報（商品名、外形寸法等）を各取引先に連絡してください。GTIN-14（集合包装用商品コード）を設定している場合は、その情報も一緒に連絡してください。具体的に必要な情報は、事業者により異なる場合がありますので、各取引先へ確認をしてください。

登録事業者から商品情報を受け取った取引先は、自社の商品マスタにその商品情報を登録することにより、その商品をPOSレジや在庫管理システムなどで扱えるようになります。

▶ 「GS1 Japan Data Bank (GJDB)」(p.24 参照) では、登録されている商品情報を商品概要シートで表示し、印刷することができます。商品概要書として取引先への情報伝達にご活用ください。

※ GJDB に登録された商品情報が、取引先に自動で配信されるわけではありません。



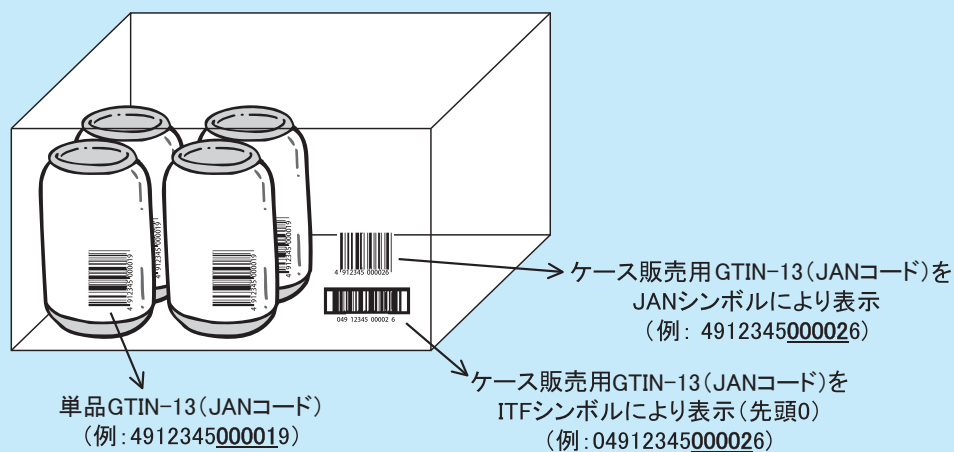
〈参考〉小売店でケース販売される商品のバーコード表示について

① ケース販売用 GTIN（JANコード）が必要です。

ケース販売を行う商品には、ケース販売用に単品商品とは異なる商品アイテムコードの GTIN（JANコード）を新しく設定します。単品商品と区別して、POSレジで読み取りができるように、ケース販売用 GTIN（JANコード）を表示します。

② ケースに ITF シンボルも併せて表示する場合は、以下の方法で作成します。

ケース販売用 GTIN（JANコード）の先頭に“0”を付け、14桁にしたコードを使って ITF シンボルを作成してください（チェックデジットは変わりません）。ケース内の単品商品の GTIN（JANコード）から設定する集合包装用商品コードは使いません。



第3章 登録後の諸手続き

本章では、GS1 事業者コード登録後に必要な各種手続きを解説します。

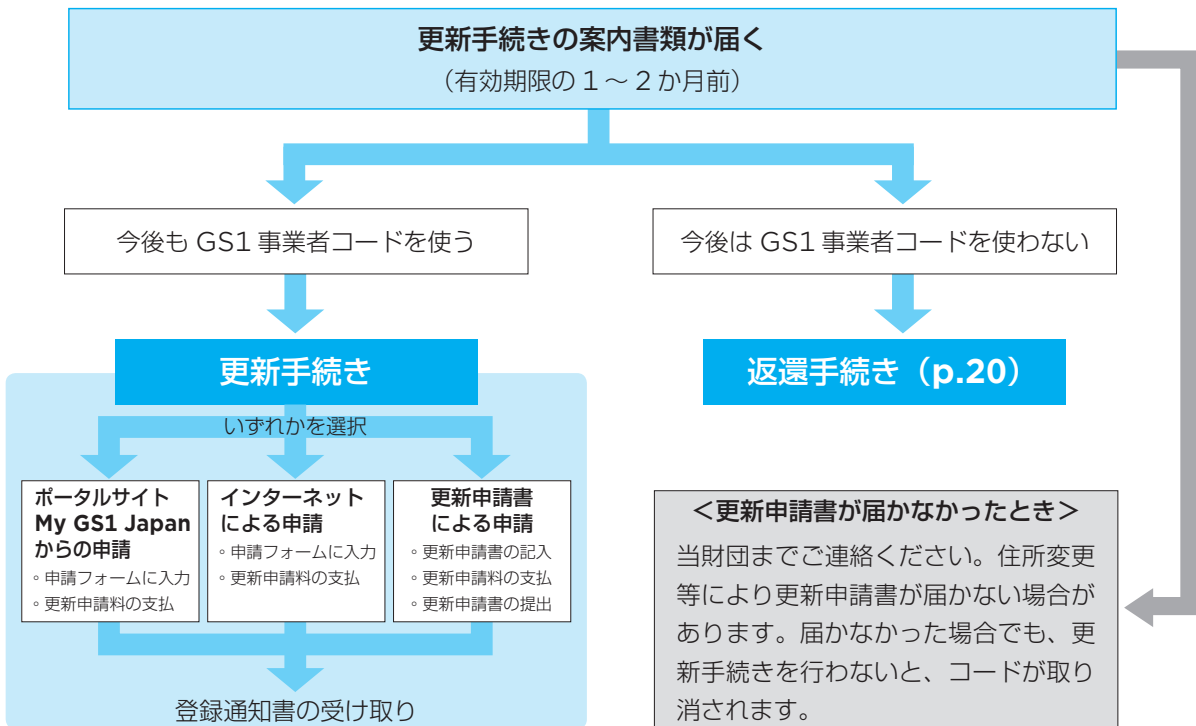
3-1 有効期限の1~2ヶ月前になったとき（更新手続き）

GS1 事業者コード貸与の有効期間は、初回登録した翌月1日から1年または3年間です。有効期限後も継続して利用する場合は1年または3年ごとの更新手続きが必要です。有効期限が3年の場合は、1年ごとに登録内容確認を行います。

更新時期の1~2ヶ月前に、当財団より更新手続きの案内書類が届きますので、案内に従い更新手続きを行ってください。

GS1 事業者コードを更新しない場合は、コードの返還手続き（p.20）を行ってください。

更新手続きの流れ



更新申請料

更新申請料は、「直近の事業者全体の年間売上高」、「貸与コードのタイプと数」、「支払年数（1年払い・3年払い）」により決まります。料金表は p.32 規約別表 B をご参照ください。

<複数のGS1事業者コードを貸与されている事業者>

13桁のJANコード10万アイテム分を1単位とし、単位ごとに更新申請料が発生します。

- 例) 7桁GS1事業者コード 1コードをご利用の場合 1単位
- 9桁GS1事業者コード 100コードをご利用の場合 1単位
- 10桁GS1事業者コード 1000コードをご利用の場合 1単位

1単位目と2単位目以降に適用される更新申請料は異なります。

以下のページから簡単に更新申請料をお調べいただけます。

https://www.gs1jp.org/code/jan/jan_rules/gs1_about_simulation.html



- 例) ランクVの登録事業者が7桁コードを2コード貸与されている場合（2単位分）、更新申請料は3年払い69,300円 1年払い24,750円

<GTIN-8ワンオフキー、短縮タイプのGS1事業者コードを貸与されている事業者>

別途GTIN-8ワンオフキー、短縮タイプのGS1事業者コードの更新申請料も加わります。

3-2 登録事項に変更が生じたとき（変更手続き）

登録事項（事業者名・所在地・コード管理担当者等）に変更が生じたときは、必ず変更手続きを行ってください。変更手続きが行われないと、更新手続きの案内書類が届かなくなり、GS1 事業者コードの登録が取消され、GTIN（JAN コード）が利用できなくなる場合があります。

変更手続きの方法

ポータルサイト「My GS1 Japan」（詳細は巻頭ページ）よりお手続きいただくか、当財団より登録事業者に送付している「GS1 事業者コード登録通知書」裏面の「登録事項変更届」に必要事項をご記入の上、当財団へご提出ください。登録通知書を紛失し、お手元に「登録事項変更届」が無い場合は、当財団へご連絡ください。

- **GS1 事業者コードが更新時期の場合は、更新手続きと同時に変更手続きを行います。**
更新手続きについては p.19 をご覧ください。

※下記の場合は変更手続き前に必ず当財団へご連絡ください。

- 事業者の分社・合併・営業譲渡が発生している場合
- 個人事業・任意団体で代表者が変更の場合
- 法人から個人に、または個人から法人に事業者の形態が変更の場合

【ご注意】

当財団の承認や手続きを得ずに、事業者間で GS1 事業者コードを譲渡することはできません。所定の手続きを取らずに譲渡行為を行った場合、その譲渡は認められず、GS1 事業者コードは取り消されます。

3-3 GS1事業者コードを利用しなくなったとき（返還手続き）

GTIN（JAN コード）、GLN、EPC などを利用しなくなった場合は、返還手続きを行ってください。返還手続き後は、その GS1 事業者コードを使った GTIN（JAN コード）、GLN などを利用できなくなりますので、お取引への影響をご確認いただきお手続きください。

なお、JAN コード標準タイプの GS1 事業者コードをすべて返還して、GTIN-8 ワンオフキーまたは JAN コード短縮タイプの GS1 事業者コードのみの貸与を受けることはできません。

返還手続きの方法

ポータルサイト「My GS1 Japan」（詳細は巻頭ページ）よりお手続きいただくか、コードの更新時期に送付される「GS1 事業者コード更新申請書」裏面の「返還届」をご提出ください。なお、更新時期以外に「返還届」での手続きをご希望の場合は、当財団へお問い合わせください。

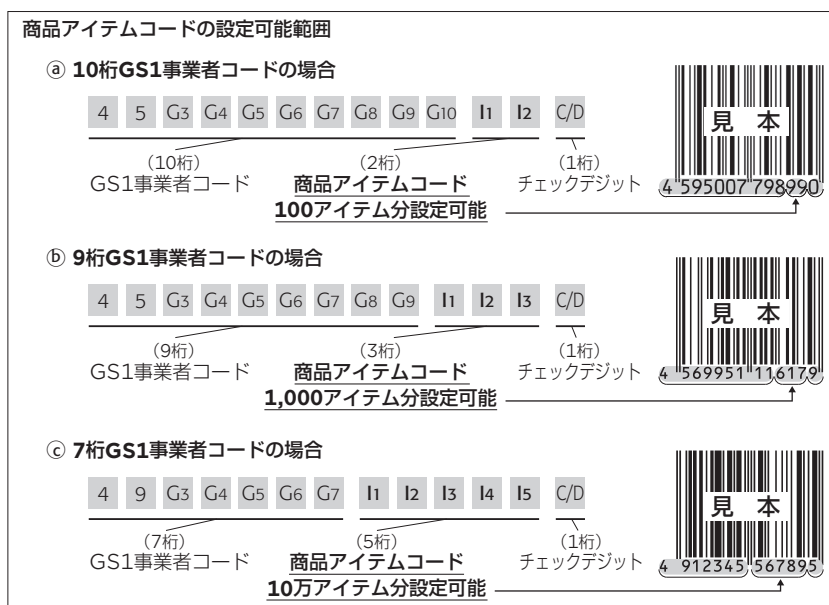
3-4

商品アイテム数が増えてコードが足りなくなったとき

商品アイテム数が増え、GTIN（JANコード）の不足が見込まれるときは、商品アイテムコードの使用状況を確認してください。

未使用の商品アイテムコードがあれば、先に未使用のコードを使用してください。

商品アイテムコードの残りが少なくなった場合は、GS1事業者コードの追加登録申請ができます。



追加コード登録手続き方法

- 商品アイテムコードの不足が見込まれる登録事業者は、GS1事業者コードの追加コードの手続きが可能です。その際は、ポータルサイト「My GS1 Japan」（詳細は巻頭ページ）からお手続きいただくか、当財団へご連絡ください。
- 手続きには日数を要する場合がありますので、余裕をもって早めにご連絡ください。
- 追加コードの有効期限
- 追加登録するGS1事業者コードの有効期限は、既に登録されているGS1事業者コードの有効期限に統一されます。
- 追加コードの登録申請料
- 13桁のGTIN（JANコード）10万コード分を1単位（※）とし、単位ごとに追加申請料が発生します。
 - ※ 10桁GS1事業者コード1000コード分、9桁GS1事業者コード100コード分、7桁GS1事業者コード1コード分に相当します。
- すでに登録されている事業者コードと追加コードで、作成可能なGTIN（JANコード）が10万コード以下の場合は、追加の申請料はかかりません。作成可能なGTIN（JANコード）が10万コード分を超える毎に追加の申請料がかかります。
- 追加コードの登録申請料は、p.33規約の別表Cの登録管理費を既に登録されているGS1事業者コードの残存有効期間に応じて月割で計算した金額に追加申請料を加算した金額です。当財団より金額を連絡します。（旧規約が適用されている登録事業者は、次の更新までは旧料金が適用されます。）

【ご注意】

- 既に登録されているGS1事業者コードが更新時期の場合（有効期限より2か月前）は、更新手続き完了後に追加登録の申請が可能です。
- 追加コードは、GTIN（JANコード）の利用予定アイテム数に応じて貸与されます。
- 追加コードは、登録済のGS1事業者コードと連番にはなりません。

当財団のホームページで、より多くの Q&A を掲載しています。
<https://www.gs1jp.org/code/jan/question.html>

Q 1：商品には誰が GTIN（JAN コード）を設定するのですか。

A：その商品のブランドを持つ事業者（商品の主体的な供給者）が設定します。
GTIN（JAN コード）は、「どの事業者の、どの商品か」を表わす商品識別番号です。
商品のブランドを持っている事業者（商品の主体的な供給者）が、当財団へ GS1 事業者コードを登録申請し、商品に GTIN（JAN コード）を設定します。

Q 2：製造事業者と販売事業者が異なる場合、どちらが GTIN（JAN コード）を設定すべきですか。

A：商品のブランドを持っている事業者（商品の主体的な供給者）が設定します。
自社のオリジナル商品として販売する商品を他社へ製造委託している場合でも、自社（委託元）で GTIN（JAN コード）を設定します。ご不明な場合は当財団までご相談ください。

Q 3：自社がブランドを持つ商品の製造を海外の工場に委託します。この場合、GTIN（JAN コード）はどの事業者が設定しますか。

A：その商品のブランドを持っている事業者（商品の主体的な供給者）が設定します。
海外の工場で製造された商品であっても、日本の事業者がブランドを持っているのであれば、ブランドを持つその事業者が GTIN（JAN コード）を設定します。

Q 4：海外からの輸入品に印刷されている EANコードまたは U.P.C. は日本でもそのまま使用できますか。

A：輸入品に印刷されている EAN コードや U.P.C.（詳細は p.4）は、いずれも日本国内の POS システムで問題なく読み取りが可能であり、日本の流通においてそのまま使用できます。
このため、EAN コードや U.P.C の印刷された輸入商品について、日本国内で何らかの仕様変更を加えて、日本の事業者のオリジナル商品として流通させるようなことがない限り、改めて JAN コードを設定する必要はありません。

Q 5：終売になった商品に使用されている GTIN（JAN コード）を、別の商品に再利用できますか？

A：いいえ、一度商品に設定した GTIN（JAN コード）は、その商品の終売（廃番）後であっても、別の商品に再利用することはできません。2019 年 1 月より、GTIN（JAN コード）の再利用は認められないこととなりました。
詳しくは当財団ホームページをご確認ください。
https://www.gs1jp.org/standard/identify/gtin/non_reuse_rule.html

Q 6 : JAN シンボルの印刷が正しくできているかは、どのようにチェックできますか。

A : 印刷品質の検証サービスを行ってください。

※ GS1 標準対応バーコード機器 製造・販売会社リスト

https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/list_barcode.pdf

(GS1Japan パートナー会員で掲載希望のあった企業を掲載しています)

Q 7 : GTIN (JAN コード) は原産地を表していますか。

A : 原産地を表すものではありません。

GTIN (JAN コード) は、" 商品のブランドを持つ事業者 " がどの事業者か、さらに該当する事業者のどの商品かを表示しているものです。GTIN (JAN コード) の先頭 2 桁 "45"、"49" は、商品のブランドを持つ事業者が日本の事業者であることを表していますが、商品の原産地を表してはいません。

Q 8 : 新規登録・更新申請時の年間売上高は何を登録したらよいですか。

A : 事業者全体の年間の総売上高 (直近の年間決算の数字) をご登録ください。

※書籍 JAN コードを取得されている場合は、書籍の売上を差し引いた額をご登録ください。定期刊行物コード (雑誌) を取得されている場合は、雑誌の売上を差し引いた額をご登録ください。

※公共団体の売上高の算定については、p.9 を参照してください。

Q 9 : 仕入税額控除の適用を受けるために必要な書類は、発行してもらえますか。インボイスの手続きのため、適格請求書はどのように入手すればいいですか。

A : 有料手続き完了後に【申請料確定明細書】(適格請求書) を発行します。

この【申請料確定明細書】は、2023 年 10 月開始のインボイス制度のルールに対応しています。

入手方法は、手続き完了後に郵送される「GS1 事業者コード登録通知書」に記載のログイン ID、パスワードを使って、当財団ポータルサイト「My GS1 Japan」のメニュー「GS1 事業者コードの各種手続き」からダウンロードしてください。

※「GS1 事業者コード登録通知書」にパスワードの記載がない場合や、既にログインしたことがある場合は、以前ログインした際に変更いただいたパスワードにてログインしてください。

GS1 事業者コードの有料お手続きにつきましては、GS1 事業者コードの貸与決定日 (お手続き完了日) が取引年月日となります。

手続き中に発行する「振込依頼書 (請求書)」は、適格請求書 (インボイス) の全要件を満たす書類ではありません。

上記以外の Q & A も、GS1 Japan ホームページにて公開しています。こちらもぜひ、ご覧ください。

<https://www.gs1jp.org/code/jan/question.html>



第5章 関連資料

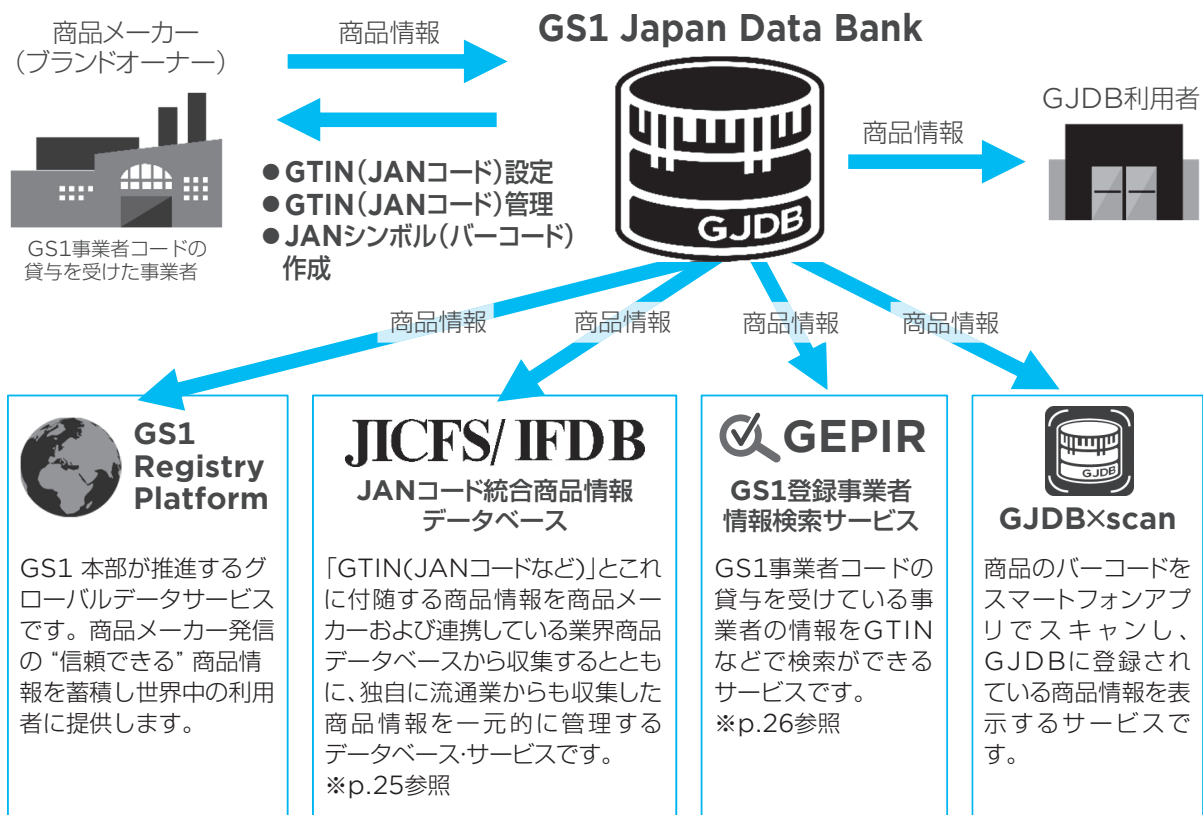
5-1 ジーエスワン ジャパン データ バンク GS1 Japan Data Bank (略称: GJDB) ~商品情報データベースサービス~

GS1 Japan Data Bank (略称: GJDB) は GS1 事業者コードの貸与を受けた商品メーカーの、商品情報の登録と適正な管理を実現するサービスです。

GJDBに蓄積された商品情報はGJDBの利用者及び「GS1 Registry Platform」[JICFS/IFDB]「GEPIR」[GJDB x scan]の利用者に広く公開・提供されるため、自社商品情報のPRに繋がります。

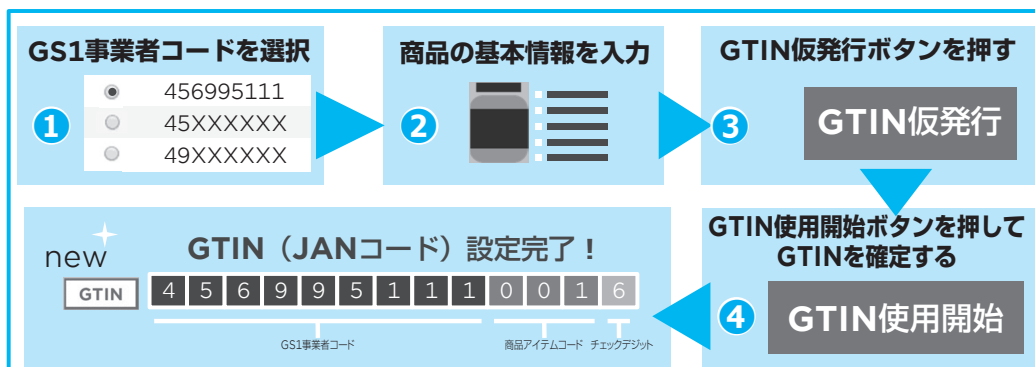
GJDBにおける商品情報の登録、GTIN (JANコード) の設定・管理は、件数に関わらず無料で行えます。JANシンボル (バーコード) 作成は、10件まで無料で行えます。

GJDBはポータルサイト「My GS1 Japan」から利用できます。「My GS1 Japan」の詳細は巻頭ページをご参照ください。



GJDBではGTIN (JANコード) を設定することができます

GJDBにおける商品情報の登録、GTIN (JANコード) の設定・管理は、件数に関わらず無料で行えます。GJDBでは、**①** GS1 事業者コードを選択、**②** 商品の基本情報を入力、**③** GTIN 仮発行ボタンを押す、**④** GTIN 使用開始ボタンを押す、の4ステップでGTIN (JANコード) が設定できます。



GJDBではGTIN (JANコード) の管理ができます

設定したGTIN (JANコード) は忘れないように、また、同じGTIN (JANコード) を設定しないように番号管理を行う必要があります。

GJDBを利用すると、GTIN(JANコード) が一意に登録され、管理することができます。さらに、GS1事業者コードに設定したGTIN (JANコード) 数がグラフで表示され、設定できる残りのGTIN (JANコード) 数を簡単に把握することができます。



GJDBではJANシンボル (バーコード) 画像を作成することができます

GJDBでは、JANシンボル (バーコード) の画像作成とダウンロードができます。(JANシンボル画像の作成は10件まで無料です。11件目からは有料のサービスとなります。)



お問い合わせ



GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

GS1 Japan Data Bank 担当

Email gjdb@gs1jp.org **TEL** 03-5414-0855

URL https://www.gs1jp.org/database_service/gjdb/contact.html



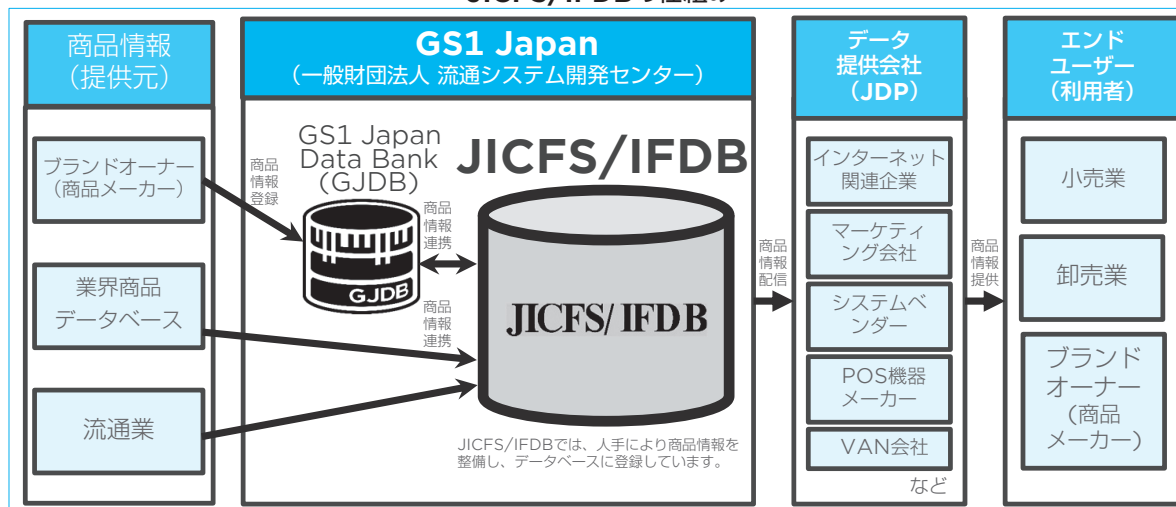
5-2

ジクフス アイエフデービー

JICFS/IFDB (JANコード統合商品情報データサービス)

JICFS/IFDB (JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base) では「GTIN (JANコード)」とこれに付随する商品情報を商品メーカーおよび連携している業界商品データベースから収集するとともに、独自に流通業からも収集した商品情報を一元的に管理するデータベース・サービスです。このデータベース化された商品情報は、小売業や卸売業をはじめインターネットのショッピング・サイトなどの商品マスターとして広く利用されています。

JICFS/IFDBの仕組み



お問い合わせ

JICFS/IFDB

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

JICFS 担当

Email jicfs@gs1jp.org **TEL** 03-5414-0855

URL https://www.gs1jp.org/database_service/jicfsifdb/



5-3 ゲピア GEPIR (GS1登録事業者情報検索サービス)

「GEPIR (Global Electronic Party Information Registry)」とは、各国のGS1加盟組織からGS1事業者コードの貸与を受けている事業者情報(登録事業者情報)を、インターネットを通じて一元的に提供するサービスです。

GEPIRのウェブサイト(<https://gepir.gs1jp.org/>)から、4つの方法で登録事業者情報を検索することができます。

①『GTIN (商品識別コード)』による検索

GTIN (JANコード: 標準13桁・短縮8桁、集合包装用商品コード: 14桁、UPC: 12桁)を入力することにより、登録事業者の情報を検索できます。

②『GLN (企業・事業所識別コード)』による検索

国際標準の企業・事業所識別コードであるGLN (13桁)を入力することにより、GLNロケーション情報、GLNロケーション情報一覧、登録事業者情報を検索できます。

③『その他のGS1識別コード』による検索

SSCCやGRAIなどのGS1識別コードを入力することにより、登録事業者の情報を検索できます。

④『事業者名』による検索

事業者名から登録事業者の情報やGLNロケーション情報一覧を検索できます。



GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター) GEPIR 担当

E-mail gepir@gs1jp.org **TEL** 03-5414-0855

URL <https://gepir.gs1jp.org/>



5-4 ジーエルエヌ GLN (Global Location Number)

～国際標準の企業・事業所識別コード～

GLN (Global Location Number) とは、GS1事業者コードを使用して設定する、13桁の国際標準の企業・事業所識別コードです。国内および国際的な企業間取引において、相互に企業や事業所などを唯一に識別できます。

GLNの主な利用分野

流通ビジネスメッセージ標準(流通BMS)をはじめとする企業間電子データ交換(EDI)などに利用します。

基本GLN

企業自身(GS1事業者コード登録事業者自身・企業識別)を表すGLNを「基本GLN」と呼び、流通システム開発センターが設定しています。各事業者の基本GLNはGS1登録事業者情報検索サービスのGEPIRを通じて公開されています。

◆詳しくは、下記URLより「GLN利用の手引き」をご覧ください。

<https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/kijyunsyo.html>



GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター) GLN 担当

E-mail ktc@gs1jp.org **TEL** 03-5414-8512

URL <https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/>



5-5 イーピーシー EPC (Electronic Product Code)

EPC (Electronic Product Code) とは GTIN 等の GS1 標準識別コードを電子タグで利用する際の格納形式 (エンコードフォーマット) です。GS1 事業者コードをお持ちであれば、それを EPC の形式で格納することで GS1 標準識別コードを電子タグで活用することができます。

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター) EPC 担当
Email epcdesk@gs1jp.org **TEL** 03-5414-8570
URL <https://www.gs1jp.org/standard/epc/>



5-6 書籍・雑誌につけるバーコード

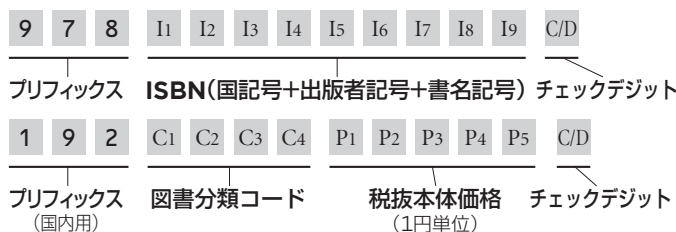
書籍・雑誌には、出版物専用のバーコード (下記) があり、原則それらを表示します。ただし流通経路によっては出版物であっても一般商品用の JAN コードが求められる場合がありますので、申請前に取引先にご確認ください。

書籍 JAN コードとは


書籍 JANコードは、国際標準図書番号 (ISBN) アイエスビーエヌ 【注】を JANコード体系に組み入れたもので、2 段の JAN シンボルで書籍の裏表紙に表示されます。

【注】 ISBN(International Standard Book Number) とは、書籍識別用の国際標準コード。

書籍 JANコードの体系



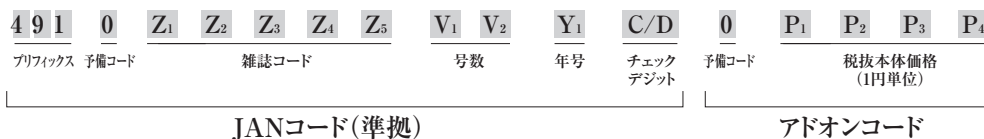
一般社団法人 日本出版インフラセンター「日本図書コード管理センター」
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 6F
TEL 03-3518-9862 **FAX** 03-6273-7851
URL <https://isbn.jpo.or.jp/>




定期刊行物コード (雑誌) とは

定期刊行物コード (雑誌) は、定期刊行物のうち雑誌を対象とした JANコードの一種です。

定期刊行物コード (雑誌) の体系



株式会社トーハン 定期刊行物コード (雑誌) 担当
〒162-8710 東京都新宿区東五軒町 6-24
TEL 03-3266-9530 **FAX** 03-3266-8937
URL <http://www.jpo.or.jp/magcode/>



流通業界で使われるバーコード
 バーコードの作成方法
 登録後の諸手続き
 よくある質問 Q & A

第5章
 関連資料

規約

GS1事業者コード貸与規約 (2023年10月1日版)

- ・2021年8月1日以降に新規登録を行う方
- ・有効期限が2021年10月以降で更新時期を迎えた方に適用されます。

沿革 2001年1月1日 施行
2023年10月1日 23規約第4号 一部改正

一般財団法人流通システム開発センター(以下、当財団)は、GS1 識別コードの適正な運営と利用のため、このGS1 事業者コード貸与規約(以下、本規約)を定める。

第1条 (GS1 識別コード)

- GS1 識別コードとは、国際的な流通標準化推進機関であるベルギー所在の法人、GS1 AISBL(国際非営利団体、以下GS1)が推進している国際的に標準化された識別コードであって、次に掲げるものによって構成される。
 - 商品識別コード(GTIN: Global Trade Item Number(8桁、12桁、13桁及び14桁の4種類があり、それぞれ、GTIN-8、GTIN-12、GTIN-13及びGTIN-14と呼ぶ))
 - 企業・事業所識別コード(GLN: Global Location Number)
 - 出荷梱包シリアル番号(SSCC: Serial Shipping Container Code)
 - リターンナブル資産識別番号(GRAI: Global Returnable Asset Identifier)
 - 資産管理識別番号(GIAI: Global Individual Asset Identifier)
 - 上記各号のほか、GS1が定める識別コード(EPC: Electronic Product Codeを含む)

第2条 (GS1 事業者コード)

- GS1 事業者コード(以下、事業者コード)とは、GS1 識別コードの設定に使用するプリフィックスであって、GS1が当財団に割り当てた3桁のGS1 プリフィックスを用いて当財団が設定し、管理する10桁、9桁又は7桁のコードである。事業者コードの配列は図1に例示される。
- 事業者コードは、当財団が本規約に従い、事業者に貸与する。
- 事業者コードの貸与を受けることができる事業者は、日本国内に本社を有し、当財団から郵送される事業者宛ての登録通知等を受け取ることができる事業拠点を日本国内に有する者に限る。
- 事業者コードは、当財団から貸与を受けた事業者がGS1 識別コードを作成するため、当財団の定める規則に従って利用することができる。

第3条 (登録申請)

- 事業者コードの貸与を受けようとする事業者は、当財団に事業者コードの登録申請を行い、当財団により認められた場合、登録事業者として登録される。
- 事業者コードの登録申請の方法は次のいずれかとする。申請費用は申請者の負担とする。
 - 当財団の定める入力フォームにより作成した登録申請データを当財団へ送信し、別表A記載の登録申請料を支払う。
 - 当財団の定める申請書に必要事項を記載し、別表A記載の登録申請料を支払いのうえ、当財団へ提出する。
- 登録申請は事業者単位で行い、事業者の一部門、支店、

部署等による申請はできない。

- 登録申請料の支払いに際し、請求書が必要な事業者は、当財団に申し出ることにより請求書の発行を受けることができる。この場合は、申請書の提出後に、登録申請料を支払うことができる。ただし、当該請求書は、それ単独では適格請求書の要件を満たさない。また、登録申請料の支払完了まで申請書の受付は留保され、当財団の定める期間経過後も支払いがない場合、その申請は却下される。
- 登録後は、登録申請料は返還されない。
- 当財団は第三者機関の資料を参照し、提出された書類やデータに虚偽の内容が記載されていないか確認することができる。
- 本条に規定する申請及び支払いが適正に行われたときは、当財団は事業者コードを決定し、事業者コードの貸与決定日を取引年月日として、事業者コード及び事業者のデータ等を登録保管し、登録通知の発送又は送信により登録事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。

第4条 (事業者コード管理単位)

- 当財団が事業者コードを事業者へ貸与する際の管理単位(以下、事業者コード管理単位)は、商品識別コードであるGTIN-13を10万個設定可能な事業者コード(7桁の事業者コードにあつては1コード、9桁の事業者コードにあつては100コード、10桁の事業者コードにあつては1000コードに各々相当)を1単位とする。事業者コードを用いてGTIN-13を設定する際の配列は、図2に例示される。
- 前条による申請に対し、当財団は、申請者の商品アイテム数等に応じて必要となるGS1 識別コード数を過不足なく満たすように、1事業者コード管理単位の範囲内で、申請に応じた10桁事業者コード、9桁事業者コード又は7桁事業者コードのうちいずれかを1個又は複数の貸与を行う。

第5条 (複数コード及び追加コードの登録申請)

- 登録事業者は、前条第2項により貸与を受けた事業者コードに加えて、必要に応じ、複数コード(事業者コード管理単位の範囲内で、既に貸与を受けた事業者コードのほかに、必要となった事業者コードをいう。以下同じ。)又は追加コード(事業者コード管理単位を超えて、更に必要となった事業者コードをいう。以下同じ。)の登録申請を行うことができる。ただし、登録事業者が既に貸与を受けている事業者コードの有効期間の属する月及びその前月は、登録申請を行うことができない。
- 前項の申請を行うには、次のいずれかの方法による。申請費用は申請者の負担とする。
 - 複数コードの登録申請については、当財団の定める入力フォームにより作成した登録申請データを当財団へ送信する。又は、当財団の定める申請書に必要事項を記載し、当財団へ提出する。この場合、新たな登録申請料は発生しない。

- ② 追加コードの登録申請については、当財団の定める申請書に必要事項を記載し、別表C記載の追加コード登録申請料を支払いのうえ、当財団へ提出する。
- 3 前項の申請内容を確認し、必要と認めた場合は、当財団は登録事業者に対し、複数コード又は追加コードを貸与する。
- 4 本条に規定する申請及び支払いについては、第3条第3項から第7項までを準用する。

第6条 (利用)

- 1 事業者は当財団から登録通知を受領するまでは事業者コードを利用することができない。
- 2 事業者コードは、事業者コードの登録事業者以外の者が利用することはできない。
- 3 登録事業者は、当財団から貸与を受けた事業者コード以外のコードを利用して、GS1 識別コードを設定し、利用することはできない。

第7条 (登録事業者の基本 GLN)

- 1 当財団は、7桁の事業者コード+00000+チェックデジット、9桁の事業者コード+000+チェックデジット又は10桁の事業者コード+00+チェックデジットにより構成されるGLN(13桁)を、登録事業者を特定するための基本GLNとして指定する。
- 2 登録事業者が既に、基本GLNを別に設定している場合は、その利用を継続することができる。

第8条 (登録事業者情報の公開)

- 1 登録事業者の下記情報は、GS1 登録事業者情報検索サービス(GEPIR: Global Electronic Party Information Registry)の情報として当財団のウェブサイト等に公開される。事業者は登録申請の際、この情報公開に同意しなければならない。
 - ① 事業者コード
 - ② 事業者名(法人名又は個人事業主名若しくは個人事業の屋号)
 - ③ 所在地
 - ④ 基本GLN
 - ⑤ ウェブサイトのURL
- 2 前項の情報は、GTIN、JAN等GS1 識別コードの利用を促進するため、GS1 Japan Data Bank、GLN データベース、JANコード統合商品情報データベース(JICFS/IFDB)、多言語商品情報データベース及びGS1が国際的に管理するデータベースの基本情報として提供され公開されることがある。事業者は登録申請の際、この情報提供・公開に同意しなければならない。
- 3 各国・地域の担当官署から要請があった場合、第1項の情報が提供され公開されることがある。事業者は登録申請の際、この情報提供・公開に同意しなければならない。
- 4 第1項の情報は、事業者コードが返還若しくは譲渡され、又は、有効期間満了等により取り消された後も、第2項の各種データベース及び第3項の要請において利用される。
- 5 登録事業者(登録事業者であった者を含む)に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当財団は請求された情報を請求者に開示し、登録事業者はこれに対し異議を述べることができない。
- 6 事業者コードの貸与が取り消された場合の登録事業者に関する情報は、当財団のウェブサイト等に公開される。

第9条 (GS1 識別コードの作成と利用)

- 1 登録事業者がGS1 識別コードを作成・利用する際は、

- 各コードの利用規則(EPCについてはGS1 EPC タグデータ標準)に従わなければならない。
- 2 登録事業者は作成したGS1 識別コードの基本的な情報を、当財団が管理するデータベース(GS1 登録事業者情報検索サービス(GEPIR)、GS1 Japan Data Bank、GLN データベース、JANコード統合商品情報データベース(JICFS/IFDB)、多言語商品情報データベース等)及びGS1が国際的に管理するデータベースに登録し、その情報を公開することができる。
- 3 前項の各データベースに登録事業者が登録するコードの種類とその情報項目、利用用途は、各データベースの登録規約及び利用規約に定める。
- 4 第2項の各データベースに登録された情報は、事業者コードが返還若しくは譲渡され、又は、有効期間満了等により取り消された後も、各データベースにおいて利用される。
- 5 各データベースにGS1 識別コードに係る情報を登録する登録事業者は、正確な情報を登録し、変更があった場合には速やかに更新・訂正しなければならない。

第10条 (有効期間)

- 1 事業者コードの有効期間は、当財団が登録を完了した日の属する月の翌月初日算1年間又は3年間とする。いずれの有効期間とするかは事業者が第3条の登録申請を行う際に選択することができる。なお、事業者に貸与される事業者コードが複数である場合、全てのコードについて同一の有効期間が適用される。
- 2 事業者コードの有効期間は、登録事業者が次条の更新申請を行うことにより1年又は3年の単位で延長することができる。いずれの期間で延長するかは登録事業者が更新申請を行う際に選択することができる。なお、複数の事業者コード、第18条第1項のGTIN-8ワンオフキー(以下、GTIN-8ワンオフキー)及び第19条第1項の短縮タイプGS1事業者コード(以下、短縮タイプ事業者コード)について更新申請を行う場合、全てのコードについて同一の有効期間が適用される。
- 3 当財団は、有効期間3年間を選択した登録事業者に対し、有効期間中に登録事業者情報の確認をすることができ、登録事業者情報の確認を受けた登録事業者はその応答をしなければならない。
- 4 第5条の規定により複数コード及び追加コードとして貸与を受ける事業者コード並びに第18条の規定により貸与を受けるGTIN-8ワンオフキーの有効期間は、その登録事業者に既に貸与されている事業者コードの有効期間に統一される。

第11条 (更新申請)

- 1 有効期間を超えて事業者コード(GTIN-8ワンオフキー及び短縮タイプ事業者コード)の貸与を受けている場合はこれらを含む)の貸与を希望する登録事業者は、次のいずれかの方法で更新申請を行う。申請費用は申請者の負担とする。
 - ① 当財団の定める入力フォームにより作成した更新申請データを当財団へ送信し、別表B(GTIN-8ワンオフキーの貸与を受けている登録事業者は別表D、短縮タイプ事業者コードの貸与を受けている登録事業者は別表E)記載の更新申請料を支払う。
 - ② 当財団の定める更新申請書に必要事項を記載し、別表B(GTIN-8ワンオフキーの貸与を受けている登録事業者は別表D、短縮タイプ事業者コードの貸与を受けている登録事業者は別表E)記載の更新申請料を支払いのうえ、当財団へ提出する。
- 2 本条に規定する申請及び支払いについては、第3条第3項から第7項までを準用する。

第12条 (返還)

- 1 登録事業者は次のいずれかに該当する場合、事業者コードの返還届を提出しなければならない。
 - ① 登録事業者が事業者コードをその有効期間中に利用しなくなった場合
 - ② 事業者コードの有効期間が満了しその更新手続きを行わない場合
- 2 返還届の提出は、次のいずれかの方法によることができる。
 - ① 当財団の定める入力フォームにより作成した返還届出データを当財団に送信
 - ② 当財団の定める返還届に必要な事項を記載し、当財団に提出
 - ③ その他当財団の定める方法
- 3 当財団は返還届の内容を確認し、当財団の登録原簿の内容を変更し、返還確認通知を登録事業者に送付又は送信する。
- 4 返還届を提出した登録事業者は、登録申請料、更新申請料その他当財団に対する債務があるときは、その清算をしなければならない。
- 5 返還届の提出後は、登録事業者はその事業者コードを利用してはならない。
- 6 当財団は、返還された事業者コードを他の事業者に貸与することができ、返還した登録事業者はこれに対し異議を述べることはできない。

第13条 (登録内容の変更)

- 1 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに事業者コードの登録事項の変更届を提出しなければならない。
- 2 登録事項の変更届は、次のいずれかの方法によることができる。
 - ① 当財団の定める入力フォームにより作成した登録事項変更届出データを当財団に送信
 - ② 当財団の定める登録事項変更届に必要な事項を記載し、当財団に提出
- 3 当財団は、登録事項変更届データ又は登録事項変更届の内容を確認し、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知を登録事業者に送付又は送信する。

第14条 (譲渡)

- 1 登録事業者の合併、営業譲渡、会社分割等により事業者コードの登録事業者を変更しようとするときは、事業者コードの現在の登録事業者と新たな登録事業者の連名により、当財団の定める譲渡手続費用を支払いのうえ、譲渡申請書を当財団に提出しなければならない。申請費用は申請者の負担とする。
- 2 事業者コードの新たな登録事業者は1事業者のみとし、1つの事業者コードを複数の事業者に対して譲渡することはできない。また、GTIN-8ワンオフキー及び短縮タイプ事業者コードは、事業者コードの貸与を受けていない事業者に対してはそれぞれ単独では譲渡をすることはできず、必ず事業者コードの譲渡を併せて行う。
- 3 当財団は、譲渡申請書の内容を確認のうえ、適正な譲渡申請と認めるときは、事業者コードの譲渡手続完了日を取引年月日として、当財団の登録原簿の記載内容を変更し、その旨を両当事者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を必要な者に通知する。
- 4 事業者コードを譲渡した登録事業者は、譲渡後その事業者コードを利用することはできない。
- 5 譲渡を受けることにより複数の事業者コードの貸与を

受ける場合には、各事業者コードの有効期間のうち最も長い期間に統一する。この結果、現行の有効期間を超過する事業者コードについては、譲渡申請を行う際に、超過期間分の別表記載の登録管理費を月割り計算した申請料をあらかじめ支払わなければならない。

- 6 本条に規定する申請及び支払いについては、第3条第3項から第6項までを準用する。

第15条 (取消し)

- 1 当財団は、登録事業者が次の各号に該当したときは、通知催告をすることなく、その登録事業者に関する全ての事業者コードの貸与を取り消すことができる。
 - ① 登録申請データ、登録申請書、更新申請データ、更新申請書等当財団に提出するデータや書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 登録内容に変更があったにもかかわらず、登録事業者が第13条の規定に基づく変更届を提出しなかった場合
 - ③ 登録申請料又は更新申請料を支払わなかった場合
 - ④ 有効期間を経過しても更新の手続を行わなかった場合
 - ⑤ 本規約、事業者コード及びGTIN、GLN等各GS1識別コードの利用規則に違反し事業者コードを利用した場合又は他の事業者に利用させた場合
 - ⑥ 各GS1識別コードの誤使用について、当財団が是正を求めたにも関わらず、それに応じない場合
 - ⑦ 第21条による表明及び保証に違反した場合
 - ⑧ その他本規約に違反した場合
- 2 当財団は、前項の規定により事業者コードの貸与を取り消した場合、その旨を登録事業者の登録された住所に通知する。なお、登録事業者が第13条に基づく住所の変更をしなかったために通知が到達しない場合であっても、前項に基づく取消しは効力を生ずる。
- 3 当財団は、貸与が取り消された事業者コードを他の事業者に貸与することができる。この場合、取り消された登録事業者はこれに対し異議を述べることはできない。
- 4 当財団は、貸与の取消しにより被った損害の賠償を請求することができる。また、この取消しによって事業者に損害又は負担が生じても、当財団に対してその賠償を求めることはできない。

第16条 (免責)

- 1 事業者コード及びGS1識別コードの利用は登録事業者の責任で行い、当財団はそのコードの利用に関して、登録事業者に次の損害その他関連する損害を補償しない。
 - ① 事業者コード及びGS1識別コード利用に伴う損害
 - ② 登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - ③ 事業者コードの貸与取消し後の損害
- 2 登録事業者が貸与を受けた事業者コード及びGS1識別コードの利用に関して、当財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその登録事業者に損害の賠償を請求することができる。

第17条 (利用禁止)

- 1 登録事業者又は登録事業者であった者は、貸与が取り消された自らの事業者コードを利用することはできない。
- 2 事業者(事業者コードを利用している登録事業者を含む)は、貸与が取り消された他の登録事業者の事業者コードを利用してはならない。
- 3 第1項の登録事業者若しくは登録事業者であった者又

は第2項の事業者に対し、当財団から事業者コードの貸与取消しの事実が通知されたときは、直ちにその利用を中止しなければならない。

- 貸与が取り消された事業者コードを利用した第1項の登録事業者若しくは登録事業者であった者又は第2項の事業者は、その事業者コードの登録管理費相当額を損害金として当財団に支払うほか、関連する損害があった場合、その賠償をしなければならない。

第18条 (GTIN-8 ワンオフキーの登録申請)

- GTIN-8 ワンオフキーとは、当財団から登録事業者に対し1商品につき1コードずつ貸与する8桁の商品識別コード (GTIN-8) をいう。
- 登録事業者は、その事業者コードの有効期間中、当財団にGTIN-8 ワンオフキーの登録申請を行うことができる。ただし、登録事業者が既に貸与を受けている事業者コードの有効期間の属する月及びその前月は、申請を行うことができない。
- 前項の申請を行う場合、次の手順により行う。申請費用は申請者の負担とする。
 - 当財団の定める入力フォームにより作成したGTIN-8 ワンオフキー登録申請データ (GTIN-8 ワンオフキーが必要となる理由の提出を含む) 及び商品情報を当財団へ送信し、当財団による申請内容の審査を受ける。
 - 当財団による審査終了後、GS1 Japan Data Bank に必要事項を登録する。
 - 別表D記載の登録申請料を支払う。
- 当財団は、前項③の支払いを確認したうえで、登録事業者に対し、GTIN-8 ワンオフキーを貸与し、その旨通知する。
- 第15条1項各号に該当する場合又は以下の理由により、登録事業者が貸与を受けている全ての事業者コードの貸与が終了した場合、全てのGTIN-8 ワンオフキーの貸与も終了する。
 - 第12条に基づく返還手続が行われた場合
 - 第14条に基づく譲渡手続によって他の事業者に譲渡された場合
- GTIN-8 ワンオフキーは、GTIN-8 以外のGS1 識別コード又は事業者コードとして利用してはならない。
- GTIN-8 ワンオフキーについては、本規約第2条第4項、第3条第3項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条を準用する。

第19条 (短縮タイプ事業者コードの更新申請)

- 短縮タイプ事業者コードとは、GTIN-8 の設定を目的として当財団から登録事業者に貸与された6桁のコードである。
- 有効期間を超えて短縮タイプ事業者コードの貸与を希望する登録事業者は、次のいずれかの方法で更新申請を行う。申請費用は申請者の負担とする。
 - 事業者コードと短縮タイプ事業者コードの有効期間が同一である場合は第11条の規定による更新申請を行う。
 - 事業者コードと短縮タイプ事業者コードの有効期間が同一でない場合は当財団の定める更新申請書に必要事項を記載し、別表E記載の更新申請料を支払いのうえ、当財団へ提出する。
- 前項に規定する更新申請書により更新申請を行う場合、短縮タイプ事業者コードは、1年若しくは3年の単位での延長、又は、既に貸与されている事業者コードの有効期間に合わせた延長をすることができる。いずれの期間で延長するかは登録事業者が更新申請を行

う際の選択による。

- 第15条1項各号に該当する場合又は以下の理由により、登録事業者が貸与を受けている全ての事業者コードの貸与が終了した場合、全ての短縮タイプ事業者コードの貸与も終了する。
 - 第12条に基づく返還手続が行われた場合
 - 第14条に基づく譲渡手続によって他の事業者へ譲渡された場合
- 短縮タイプ事業者コードは、GTIN-8 以外のGS1 識別コードの設定に使用してはならず、また、事業者コードとして利用することはできない。
- 短縮タイプ事業者コードについては、本規約第2条第4項、第6条、第8条、第9条、第11条第2項、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条を準用する。

第20条 (規約の変更)

- 当財団は本規約を任意に変更することができる。
- 本規約を変更しようとするときは、当財団はその変更内容を当財団のウェブサイトに掲示し、効力発生時期を明示する。
- 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、事業者コードを利用した登録事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第21条 (反社会的勢力の排除)

事業者は第10条による有効期間中、事業者及びその株主、役員その他事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証しなければならない。

第22条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

- 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 (2021年8月1日改正)

- 本改正後の本規約は、有効期間が2021年10月末日以降である事業者コードの更新申請を行う登録事業者、2021年8月1日以降に事業者コードの登録申請を行う事業者から適用する。
- 本改正後の本規約の適用を受ける登録事業者から、第14条の規定により事業者コードの譲渡を受ける事業者は本規約の適用を受ける。
- 前2項の規定により本改正後の本規約の適用を受けていない登録事業者 (登録事業者から事業者コードの譲渡を受ける事業者を含む) は、本改正前の本規約の適用を受ける。ただし、2021年8月1日以降に譲渡申請により10桁事業者コード及びGTIN-8 ワンオフキーの貸与を受ける登録事業者の改正前の本規約第14条第5項の申請料の算定には、本改正後の本規約第4条及び別表Dを適用する。

附則 (2023年10月1日改正)

- 本改正は、2023年10月1日から適用する。
- 2021年8月1日改正の附則は、なお効力を有する。

図1 事業者コードの配列例

コードの桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	GS1 プリフィックス			GS1 プリフィックスと合わせて当財団が管理						
7桁 GS1 事業者コードの例	4	9	1	2	3	4	5	-	-	-
9桁 GS1 事業者コードの例	4	5	6	9	9	5	1	1	1	-
10桁 GS1 事業者コードの例	4	5	9	5	0	0	7	7	9	8

図2 GTIN-13の配列例

コードの桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
7桁事業者 コードの例	事業者コード						商品アイテムコード					チェック デジット	
	4	9	1	2	3	4	5	9	9	9	9	9	3
9桁事業者 コードの例	事業者コード								商品アイテムコード			チェック デジット	
	4	5	6	9	9	5	1	1	1	9	9	9	6
10桁事業者 コードの例	事業者コード										商品アイテムコード		チェック デジット
	4	5	9	5	0	0	7	7	9	8	9	9	0

注1) 事業者コードは、当財団が設定する。

注2) 商品アイテムコードは、登録事業者が商品アイテムごとに設定する。

注3) チェックデジットは、バーコードを読み取る際に、読み誤りを防ぐためのチェック用数字。規格によって定められた計算方式で算出する。

別表 A ~ E の事業者全体の年間売上高の詳細は、GS1 事業者コードの利用規則に別途定める。

別表A 登録申請料（消費税10%込）

1年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	初期申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	44,000 円	110,000 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		99,000 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		55,000 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		33,000 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		16,500 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	22,000 円	7,700 円
VII	1 億円未満	11,000 円	6,050 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	初期申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	44,000 円	306,900 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		276,100 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		152,900 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		92,400 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		46,200 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	22,000 円	20,900 円
VII	1 億円未満	11,000 円	16,500 円

イ) 上記初期申請料と登録管理費の合計が登録申請料となる。

別表B 更新申請料（消費税10%込）

1年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	5000 億円以上	110,000 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満	99,000 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満	55,000 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満	33,000 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満	16,500 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	7,700 円
VII	1 億円未満	6,050 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	5000 億円以上	306,900 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満	276,100 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満	152,900 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満	92,400 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満	46,200 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満	20,900 円
VII	1 億円未満	16,500 円

イ) 更新申請料は、第4条の事業者コード管理単位ごとの支払いとなる。

ロ) 複数の事業者コード管理単位が更新対象となる場合は、1事業者コード管理単位目は上記登録管理費が更新申請料となり、2事業者コード管理単位目以降は別表C追加コード登録申請料の登録管理費が更新申請料となる。

別表C 追加コード登録申請料(消費税10%込)**1年払い**

ランク	事業者全体の年間売上高	追加申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	22,000 円	55,000 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		49,500 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		27,500 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		16,500 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		8,250 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満		3,850 円
VII	1 億円未満		3,025 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	追加申請料	登録管理費
I	5000 億円以上	22,000 円	153,450 円
II	1000 億円以上～ 5000 億円未満		138,050 円
III	500 億円以上～ 1000 億円未満		76,450 円
IV	100 億円以上～ 500 億円未満		46,200 円
V	10 億円以上～ 100 億円未満		23,100 円
VI	1 億円以上～ 10 億円未満		10,450 円
VII	1 億円未満		8,250 円

- イ) 登録管理費は、第4条の事業者コード管理単位ごとの支払いとなる。
- ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、実際の申請にあたっては、既に貸与されている事業者コードの残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。
- ハ) 上記追加申請料とロ) で算出した登録管理費の合計額が追加コード登録申請料となる。

別表D GTIN-8ワンオフキー登録申請料及び更新申請料(消費税10%込)**1年払い**

登録管理費
3,300 円

3年払い

登録管理費
9,900 円

- イ) 登録申請料及び更新申請料は、1コード単位(1ワンオフキー)の支払いとなる。
- ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、実際の申請にあたっては、既に貸与されている事業者コードの残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。
- ハ) ロ) で算出した登録管理費がGTIN-8ワンオフキー登録申請料又は更新申請料となる。

別表E 短縮タイプ事業者コード更新申請料(消費税10%込)**1年払い**

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	10 億円以上	7,700 円
II	10 億円未満	3,850 円

3年払い

ランク	事業者全体の年間売上高	登録管理費
I	10 億円以上	22,000 円
II	10 億円未満	11,000 円

- イ) 短縮タイプ事業者コード更新申請料は、1コード単位の支払いとなる。
- ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、第19条第3項に基づき、既に貸与されている事業者コードの有効期間と合わせる場合は、残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。
- ハ) ロ) で算出した登録管理費が短縮タイプ事業者コード更新申請料となる。

U.P.C. Company Prefix 貸与規約について

2021年8月1日以降に新規登録をする方、有効期限が2021年10月以降で更新時期を迎えた方は、下記「U.P.C. Company Prefix 貸与規約」をご覧ください。

https://www.gs1jp.org/code/upc/agreement_upccp.pdf

GS1事業者コード貸与規約 (2020年4月1日版)

・有効期限が2021年10月以降で更新時期をまだ迎えていない方はこちらをご覧ください。

沿革 平成13年1月1日 施行
2020年4月1日 20規約第1号 一部改正

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当財団）は、GS1識別コードの適正な運営と利用のため、このGS1事業者コード貸与規約（以下、本規約）を定める。

第1条 (GS1 識別コード)

- GS1 識別コードとは、国際的な流通標準化推進機関であるベルギー所在の法人、GS1 AISBL（国際非営利団体、以下GS1）が推進している国際的に標準化された識別コードで下記により構成される。
 - 商品識別コード (GTIN: Global Trade Item Number)
 - 企業・事業所識別コード (GLN: Global Location Number)
 - 出荷梱包シリアル番号 (SSCC: Serial Shipping Container Code)
 - リターナブル資産識別番号 (GRAI: Global Returnable Asset Identifier)
 - 資産管理識別番号 (GIAI: Global Individual Asset Identifier)
 - 上記各号の他、GS1が定める識別コード (EPC: Electronic Product Code を含む)

第2条 (GS1 事業者コード)

- GS1 事業者コードは、GS1 が管理する国際的な事業者識別コードのうち、当財団に割り当てられたコードである。
- GS1 事業者コードは、当財団が本規約に従い、事業者に貸与する。なおGS1 事業者コードの貸与を受けることができる事業者は、日本国内に本社を有する者に限る。
- GS1 事業者コードはGS1 識別コードを作成するため、当財団が定める規則に従って利用することができる。
- GS1 事業者コードは、9桁又は7桁（GS1 プリフィックス3桁を含む）の2種類である。

第3条 (登録申請)

- GS1 事業者コードの貸与を受けようとする事業者は、当財団に対しGS1 事業者コードの登録申請を行い、当財団により認められた場合、登録事業者として登録される（以下、登録事業者）。
- GS1 事業者コードの登録申請を行うには、次のいずれかの方法をとる。所定の申請書に必要事項を記載し、別表A記載の登録申請料を納付のうえ、当財団へ提出する。もしくは、所定の入力フォームにより作成した登録申請データを当財団へ送信し、別表A記載の登録申請料を納付する。なお、申請に要する費用は申請者の負担とする。
- 登録申請は事業者単位で行い、事業者の一部門、支店、部署等による申請はできない。
- 初期申請料および登録管理費の納付に際し、請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出ることにより請求書の発行を受けることができる。この場合限り、申請書の提出後に、納付をすることができる。ただし、納付の完了まで申請書の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は却下される。
- 登録後の初期申請料および登録管理費（更新時の登録

- 管理費を含む）は返還されない。
- 当財団は第三者機関の資料を参照し、当財団に提出された書類やデータに虚偽の内容が記載されていないか確認することができる。
 - 第4条2項および第18条2項の場合の登録管理費は月割計算とする。

第4条 (コードの登録単位)

- 前条による申請のコード登録単位は次の通りとする。
 - 9桁GS1 事業者コードは、当財団が1事業者につき、100コードを限度として必要となるアイテム数に応じて1コードもしくは複数コードの登録を行う。
 - 7桁GS1 事業者コードは、当財団が1事業者につき、1コードの登録を行う。
 - 前2号の規定にかかわらず、当財団が特に必要と認めた場合は、所定の申請手続きを経て、その制限コード数を超えた9桁GS1 事業者コード又は7桁GS1 事業者コードを追加コードとして登録できる。
- 前項③の場合、登録申請を行う事業者は、9桁GS1 事業者コードは100コードを1単位として、7桁GS1 事業者コードは1コードを1単位として、それぞれ新たな単位が加わることによって別表C記載の追加コード登録申請料を納付する。

第5条 (登録通知)

- 第3条の申請および納付が適正に行われたときは、当財団はGS1 事業者コードを決定し、そのデータおよび事業者のデータ等を登録保管し、登録通知書の発送によりGS1 事業者コードを事業者に通知する。
- 第11条の申請および納付が適正に行われたときは、当財団は更新後の情報が記載された通知書を登録事業者に送付する。

第6条 (GS1 事業者コードの利用)

- 事業者は登録通知を受領するまではGS1 事業者コードを利用することができない。
- GS1 事業者コードは、登録事業者以外の者が利用することはできない。
- 登録事業者は、当財団から登録を受けたGS1 事業者コード以外のコードを利用することはできない。

第7条 (登録事業者の基本GLN)

- 当財団は、7桁のGS1 事業者コード+00000あるいは9桁のGS1 事業者コード+000により構成されるGLN（13桁）を、登録事業者を特定するための基本となるGLNとして指定する。
- 登録事業者は、既に登録事業者を特定するGLNを別に設定している場合、その利用を継続することができる。

第8条 (登録事業者情報の公開)

- GS1 事業者コードの登録申請を行った登録事業者の下記情報は、GS1 登録事業者情報検索サービス (GEPiR) の情報として当財団のウェブサイト等に公開される。事業者は申請の際、情報の公開に同意する。
 - GS1 事業者コード
 - 事業者名（法人名あるいは個人事業主名、個人事業

- の屋号)
- ③ 所在地
 - ④ 基本 GLN
 - ⑤ ウェブサイトの URL
- 2 前項の情報は、GTIN および GLN などの GS1 識別コードの利用を促進するため、GS1 Japan Data Bank、GLN データベース、JAN コード統合商品情報データベース (JICFS/IFDB)、多言語商品情報データベース および GS1 が国際的に管理するデータベースの基本情報として提供され公開されることがある。事業者は申請の際、情報の提供・公開に同意する。
 - 3 第1項の情報は、各国・地域の規制当局から要請があった場合、当局に提供され公開されることがある。事業者は申請の際、情報の提供・公開に同意する。
 - 4 第1項の情報は、GS1 事業者コードが返還もしくは有効期間満了等により無効となった後も、第2項の各種データベースにおいて利用される。
 - 5 登録事業者に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当財団は請求された情報を請求者に開示し、登録事業者は異議を述べることができない。
 - 6 GS1 事業者コードの登録が取り消された場合の登録事業者に関する情報は、当財団のウェブサイト等に公開される。

第9条 (GS1 識別コードの作成と利用)

- 1 事業者が GS1 識別コードを作成・利用する際は、各コードの利用規則 (EPC については GS1 EPC タグ・データ標準) に従わなければならない。
- 2 事業者は作成した GS1 識別コードの基本的な情報を、当財団が運営するデータベース (GS1 Japan Data Bank、GLN データベース、JAN コード統合商品情報データベース (JICFS/IFDB)、多言語商品情報データベースなど) に登録し、その情報を公開することができる。
- 3 第2項における各種データベースに事業者が登録するコードの種類とその情報項目、利用用途は、各種データベースの登録規約および利用規約に定める。
- 4 第2項における各種データベースに登録された情報は、GS1 事業者コードが返還もしくは有効期間満了等により無効となった後も、各種データベースにおいて利用される。
- 5 データベースに GS1 識別コードにかかわる情報を登録する事業者は、正確な情報を登録し、更新しなければならない。

第10条 (有効期間)

- 1 GS1 事業者コードの有効期間は、当財団が登録を完了した日の属する月の翌月算3年間とする。
- 2 GS1 事業者コードの有効期間は、本規約による更新手続きを経て3年単位で延長することができる。
- 3 第4条の複数コード、追加コードおよび第18条の短縮タイプの登録をした場合の GS1 事業者コードの有効期間は、既に登録されている GS1 事業者コードの有効期間に統一される。

第11条 (更新申請)

- 1 有効期間を超えて GS1 事業者コードの貸与を希望する登録事業者は、次のいずれかの方法で GS1 事業者コードの更新申請を行う。所定の更新申請書に必要事項を記載し、別表 B および D 記載の更新申請料を納付のうえ、当財団へ提出する。もしくは、所定の入力フォームにより作成した更新申請データを当財団へ送信し、別表 B および D 記載の更新申請料を納付する。なお、申請にかかる費用は申請者の負担とする。
- 2 登録管理費の納付に請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出ることにより請求書の発行を受けることができる。この場合に限り、申請書の提出後に、

納付をすることができる。ただし、納付の完了まで申請書の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は却下される。

第12条 (GS1 事業者コードの返還)

- 1 登録事業者は下記に該当する場合、GS1 事業者コードの返還届出をしなければならない。
 - ① 登録事業者が GS1 事業者コードを有効期間中に利用しなくなった場合
 - ② GS1 事業者コードの有効期間が満了し更新手続きを行わない場合
- 2 返還届出を行うには、次のいずれかの方法による。
 - ① GS1 事業者コード返還届に必要な事項を記載し、当財団へ提出する
 - ② 所定の入力フォームにより作成した返還届出データを当財団へ送信する
 - ③ その他当財団の定める方法
- 3 当財団は返還届出の内容を確認し、登録原簿の内容を変更し、返還確認書を登録事業者に送付する。
- 4 GS1 事業者コード返還届出を行った登録事業者は、登録申請料、登録管理費その他当財団に対する債務があるときは、その清算をしなければならない。
- 5 GS1 事業者コード返還届出を行った後は、登録事業者はその GS1 事業者コードを利用してはならない。
- 6 当財団は、返還された GS1 事業者コードを他の事業者に登録することができ、返還した登録事業者はこれに対し異議を述べることができない。

第13条 (登録内容の変更)

- 1 登録事業者は、最新の登録内容に変更が生じたときは、速やかに GS1 事業者コードの登録事項変更届出をしなければならない。
- 2 登録事項変更届出を行うには、次のいずれかの方法による。
 - ① GS1 事業者コード登録事項変更届に必要な事項を記載し、当財団へ提出する
 - ② 所定の入力フォームにより作成した登録事項変更届出データを当財団へ送信する
- 3 当財団は、GS1 事業者コード登録事項変更届もしくは登録事項変更届出データの内容を確認し、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知書を登録事業者に送付する。
- 4 登録事項の変更手続き費用は、第3条の方法により、登録事業者が当財団に納付する。

第14条 (譲渡)

- 1 登録事業者の合併、営業譲渡、会社分割等により GS1 事業者コードの登録事業者を変更しようとするときは、現在の GS1 事業者コード登録事業者と新たな GS1 事業者コード登録事業者の連名により、GS1 事業者コード譲渡申請書を当財団に提出しなければならない。
- 2 新たな GS1 事業者コード登録事業者は1事業者のみとし、1つの GS1 事業者コードを複数の事業者に対して譲渡をすることはできない。
- 3 当財団は、譲渡申請書の内容を確認の上、適正な譲渡申請と認められたときは、GS1 事業者コード登録原簿の記載内容を変更し、登録通知書を譲渡申請を行った両当事者に送付する。
- 4 GS1 事業者コードの利用権を譲渡した登録事業者は、譲渡後その GS1 事業者コードを利用することはできない。
- 5 譲渡を受けることにより複数の GS1 事業者コードを登録することになる場合には、各 GS1 事業者コードの有効期間のうち最も長い期間に統一する。この結果、現行の有効期間を超過する GS1 事業者コードについては、譲渡申請を行う際に、超過期間分を月割り計算した申請料をあらかじめ納付する。

第15条 (登録の取消)

- 1 当財団は、登録事業者が次の各号に該当したときは、登録事業者に対する通知催告をすることなく、GS1事業者コードの登録を取り消すことができる。
 - ① 登録申請書、登録申請データ、更新申請書、更新申請データ、登録事項変更届等当財団に提出する書類やデータに虚偽の内容を記載した場合
 - ② 所定の登録申請料または更新申請料を納付しなかった場合
 - ③ 有効期間を経過しても更新の手続を行わなかった場合
 - ④ 本規約、GTIN および GLN などの各 GS1 識別コード利用規則に違反し GS1 事業者コードを利用した場合又は他の事業者を利用させた場合
 - ⑤ 第2条による表明、保証に違反した場合
 - ⑥ その他本規約に違反した場合
- 2 当財団は、前項の規定により GS1 事業者コードの登録を取り消した場合、その旨を登録事業者の登録された住所に通知する。
- 3 当財団は、登録が取り消された GS1 事業者コードを他の事業者に登録することができる。この場合、取り消された登録事業者は異議を申し立ててはならない。
- 4 当財団は登録取り消しにより被った損害の賠償を請求することができる。また、この取り消しによって事業者に損害または負担が生じても、当財団に対してその賠償を求めることはできない。

第16条 (免責)

- 1 GS1 事業者コード、GS1 識別コードの利用は登録事業者の責任で行い、当財団はコードの利用に関して、登録事業者に次の損害その他関連する損害を補償しない。
 - ① コード利用に伴う損害
 - ② 登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - ③ GS1 事業者コードの登録取消後の損害
- 2 登録事業者が登録を受けたコードの利用に関して、当財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその登録事業者に損害の求償をすることができる。

第17条 (利用禁止)

- 1 登録事業者あるいは登録事業者であった者は、登録が取り消された GS1 事業者コードを利用することはできない。
- 2 事業者 (GS1 事業者コードを利用している登録事業者を含む) は、登録が取り消された他の登録事業者の GS1 事業者コードを利用してはならない。その利用について、当財団から GS1 事業者コード登録取消の事実が通知されたときは、直ちにその利用を中止しなければならない。
- 3 登録が取り消された GS1 事業者コードを利用した第1項の登録事業者もしくは登録事業者であった者又は第2項の事業者は、その GS1 事業者コードの登録管理費相当額を損害金として当財団に納付しなければならない。

第18条 (短縮タイプの GS1 事業者コードの登録)

- 1 GS1 事業者コードの登録事業者は、そのコードが有効である限りにおいて、当財団に短縮タイプの GS1 事業者コード登録申請書を提出し、当財団の審査を経た上で、短縮タイプの GS1 事業者コードの登録を受けることができる。
- 2 短縮タイプの GS1 事業者コードの有効期間は、登録されている GS1 事業者コードの有効期間と同じとし、登録事業者は別表 D 記載の短縮タイプ登録申請料を納付する。

- 3 第15条1項の各号に該当する場合、または以下の理由により、事業者が登録を受けている全ての GS1 事業者コードの登録が有効でなくなった場合、短縮タイプの GS1 事業者コードの登録も失効する。
 - ① 第12条に基づく返還手続きが行われた場合。
 - ② 第14条に基づく譲渡手続きによって他の事業者に対して登録が移された場合。
- 4 短縮タイプの GS1 事業者コードは GTIN 以外の GS1 識別コードとしては利用できない。
- 5 短縮タイプの GS1 事業者コードについても本規約および GTIN 利用規則を適用する。

第19条 (U.P.C. Company Prefix の登録)

- 1 GS1 事業者コードの登録事業者は、以下の要件を全て満たした場合に限り、当財団に U.P.C. Company Prefix の登録申請および追加申請をすることが出来る。
 - ① 登録を受けている全ての GS1 事業者コードが有効である。
 - ② 登録事業者の商品をアメリカおよびカナダへ輸出するために U.P.C. Company Prefix が必要とされる。
- 2 U.P.C. Company Prefix の登録申請は、これを管理している GS1US の取り決めにより、当財団が登録事務を行い、GS1US により承認されたときに、U.P.C. Company Prefix が貸与される。
- 3 登録事業者は、U.P.C. Company Prefix の登録申請時および追加申請時に、別に定める U.P.C. Company Prefix 利用規則記載の U.P.C. Company Prefix 登録申請料を当財団へ納付する。
- 4 第15条1項の各号に該当する場合、または以下の理由により登録事業者が登録を受けている全ての GS1 事業者コードの登録が有効でなくなった場合、U.P.C. Company Prefix の登録は申請者に通知催告することなく失効する。
 - ① 第12条に基づく返還手続きが行われた場合。
 - ② 第14条に基づく譲渡手続きによって他の事業者に登録が移された場合。
- 5 U.P.C. Company Prefix についても本規約で言うところの GS1 事業者コードとして第6条、第8条、第9条、第16条、第17条を適用する。また利用にあたっては、別に定める U.P.C. Company Prefix 利用規則に従って利用しなければならない。

第20条 (規約の変更)

- 1 当財団は、本規約の内容を変更する場合は、その変更についてあらかじめ当財団のウェブサイトに掲示する。
- 2 当財団は、本規約の内容を変更した場合は、その変更について当財団のウェブサイトに掲示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に GS1 事業者コードを利用した登録事業者は、本規約の変更を承認したものとみなされる。

第21条 (反社会的勢力の排除)

事業者は第10条による有効期間中、事業者およびその株主・役員その他、事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

第22条 (準拠法および合意管轄裁判所)

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表A～Dの申請料算定区分と年商の詳細は、GTIN利用規則に別途定める。

別表A 登録申請料（消費税10%込）

申請料算定区分Ⅰ

ランク	年商	初期申請料	登録管理費
A	500億円以上	44,000円	220,000円
B	50億円以上～500億円未満		110,000円
C	10億円以上～50億円未満		66,000円
D	5億円以上～10億円未満		33,000円
E	1億円以上～5億円未満	5,500円	33,000円
F	1億円未満		11,000円

申請料算定区分Ⅱ

ランク	年商	初期申請料	登録管理費
A	1,000億円以上	44,000円	220,000円
B	500億円以上～1,000億円未満		110,000円
C	100億円以上～500億円未満		66,000円
D	50億円以上～100億円未満		33,000円
E	10億円以上～50億円未満	5,500円	33,000円
F	10億円未満		11,000円

イ) 上記初期申請料と登録管理費の合計が登録申請料となる。

別表B 更新申請料（消費税10%込）

申請料算定区分Ⅰ

ランク	年商	登録管理費
A	500億円以上	220,000円
B	50億円以上～500億円未満	110,000円
C	10億円以上～50億円未満	66,000円
D	5億円以上～10億円未満	33,000円
E	1億円以上～5億円未満	33,000円
F	1億円未満	11,000円

申請料算定区分Ⅱ

ランク	年商	登録管理費
A	1,000億円以上	220,000円
B	500億円以上～1,000億円未満	110,000円
C	100億円以上～500億円未満	66,000円
D	50億円以上～100億円未満	33,000円
E	10億円以上～50億円未満	33,000円
F	10億円未満	11,000円

イ) 上記登録管理費が更新申請料となる。

ロ) 上記申請料は、7桁GS1事業者コードの場合は1コード単位、9桁GS1事業者コードの場合は100コード単位の支払いとなる。

別表C 追加コード登録申請料（消費税10%込）

申請料算定区分Ⅰ

ランク	年商	追加申請料	登録管理費
A	500億円以上	22,000円	220,000円
B	50億円以上～500億円未満		110,000円
C	10億円以上～50億円未満		66,000円
D	5億円以上～10億円未満		33,000円
E	1億円以上～5億円未満		33,000円
F	1億円未満		11,000円

申請料算定区分Ⅱ

ランク	年商	追加申請料	登録管理費
A	1,000億円以上	22,000円	220,000円
B	500億円以上～1,000億円未満		110,000円
C	100億円以上～500億円未満		66,000円
D	50億円以上～100億円未満		33,000円
E	10億円以上～50億円未満		33,000円
F	10億円未満		11,000円

イ) 上記登録管理費は、3年分の費用であり、実際の申請にあたっては、残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。

ロ) 上記追加申請料とイ) で算出した登録管理費の合計額が追加コード登録申請料となる。

ハ) 上記申請料は、7桁GS1事業者コードの場合は1コード単位、9桁GS1事業者コードの場合は100コード単位の支払いとなる。

別表D 短縮タイプ登録申請料および短縮タイプ更新申請料（消費税10%込）

申請料算定区分Ⅰ（短縮タイプ）

ランク	年商	登録管理費
A	5億円以上	22,000円
E	5億円未満	11,000円

申請料算定区分Ⅱ（短縮タイプ）

ランク	年商	登録管理費
A	50億円以上	22,000円
E	50億円未満	11,000円

イ) 登録申請料及び更新申請料は、1コード単位（1ワンオフキー）の支払いとなる。

ロ) 上記登録管理費は、1年分又は3年分の費用であり、実際の申請にあたっては、既に貸与されている事業者コードの残存有効期間に応じて月割計算により登録管理費が算出される。

ハ) ロ) で算出した登録管理費がGTIN-8ワンオフキー登録申請料又は更新申請料となる。

個人情報保護方針

一般財団法人流通システム開発センター（以下、「当財団」という。）は、個人情報の重要性を十分に認識し、適切に保護することが社会的責務であると考えております。当財団では、以下のとおり個人情報保護方針を制定し、従業者（役員等含む。）に対して周知徹底を図り、個人情報の適正な管理と利用、保護に努めます。

- 1 法令及びその他の規範の遵守について**
当財団は、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守します。
- 2 個人情報の取得について**
当財団は、書面（電子的な方式等含む。）により個人情報を取得するときは、法令に基づく場合を除き、取得する個人情報の利用目的を明示します。
- 3 個人情報の管理について**
当財団は、個人情報への不正アクセス、又は個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するためのセキュリティ対策並びに個人情報の管理に関する安全性の確保及び是正措置を講じます。
- 4 個人情報の利用制限について**
当財団は、法令に基づく場合を除き、個人情報を利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用

します。個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

- 5 個人情報の第三者への提供について**
当財団は、法令に基づく場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。
- 6 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等について**
当財団は、個人情報について、本人からの開示・訂正・削除・利用停止等の要請及び苦情・相談に対して適切かつ迅速に対応いたします。
- 7 個人情報の保護に関する維持・継続的改善について**
当財団は、個人情報を保護するための方針や体制等については、当財団の事業内容の変化及び国内外の社会環境、IT環境の変化等に応じて継続的に改善し、適切な管理の維持に努めます。

2020年7月1日
一般財団法人 流通システム開発センター
専務理事 楠谷晴久

個人情報の取扱いについて

2020年9月15日
一般財団法人 流通システム開発センター

- 1 個人情報の利用目的事業**
一般財団法人流通システム開発センター（以下、「当財団」という。）は、流通に関するシステムの開発と普及の推進を通じて流通活動の近代化を図り、もって経済の均衡ある発展に寄与することを目的とした事業活動を行っております。事業活動を通じて取得いたしました個人情報は、次の事業の範囲内で利用させていただきます。
 - (1) 流通に関するシステムの研究開発
 - (2) 流通のシステム化に関する調査、研究
 - (3) 流通のシステム化に要する人材の養成
 - (4) 流通のシステム化に関する情報の収集、加工、保管及び提供
 - (5) 流通のシステム化に関する指導、相談
 - (6) 流通のシステム化に関するコードの管理
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 個人情報の利用目的の公表**
当財団は、上記1の事業について個人情報を次の利用目的で利用することを、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第18条第1項に基づき公表します。
 - (1) 各種流通コード（GS1事業者コード・JANコード等のGS1識別コード、定期刊行物コード（雑誌）、書籍JANコード、共通取引先コード、流通決済事業者コード、標準センターコード、U.P.C. Company Prefix等）の登録・運営管理
 - (2) 各種データベース（JICFS/IFDB、GJDB等）の登録・運営管理
 - (3) 流通BMSの運営管理
 - (4) 国内外の事業者や関係団体との意見交換・情報連絡等
 - (5) 調査研究事業において設置する委員会等の委員・講師等の選任及び運営管理
 - (6) 調査研究事業の一環としてのアンケート等の方法による調査
 - (7) 受託業務等における契約や法律等に基づく権利や義務の履行及び契約の解除や解約後の事後管理等のために必要な範囲内での取扱い
 - (8) 受託業務等の円滑な運営管理
 - (9) 講演会、説明会、セミナー等のご案内、受講者等の管理

- (10) 各種共催、後援、協賛の会合、催事等の運営管理
- (11) 各種出版物の購入受付、発送又は配布
- (12) 各種メールマガジン等の運営管理
- (13) 各種表彰・キャンペーン等の実施
- (14) 当財団の会員及び研究会の運営管理
- (15) 当財団に対する問い合わせ等への対応（マスコミ等含む。）
- (16) 職員等の雇用及び人事管理（退職者を含む。）
- (17) 認定個人情報保護団体の業務遂行〔個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第37条〕
- (18) その他、上記1の事業目的の達成のため（今後利用することとなる業務等を含む。）

- 3 個人情報の取扱いの外部委託**
当財団が、外部に個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、十分な保護水準を満たした者を選定し、委託先に対して委託業務の目的以外には個人情報を使用しない旨等、個人情報の取扱いに関する契約を締結するなど適切な措置を講じます。

- 4 個人情報の第三者への提供**
当財団は、上記2の個人情報の利用目的の公表に記載した場合及び法令に基づく場合において、当財団の会員又は官公庁・団体等に個人情報を提供することがあります。これらを除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

- 5 お問い合わせ・開示等の申請窓口**
当財団が保有する個人情報の取扱いに係るお問い合わせや開示等の申請は、下記の窓口までお願いいたします。

一般財団法人 流通システム開発センター 総務部
〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F
電話 03-5414-8500
FAX 03-5414-8509
E-Mail privacy@gs1jp.org

はじめてのバーコードガイド

2023年12月 第19版 発行 非売品

編集・発行

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F
Tel. 03-5414-8511 Fax. 03-5414-8503 (GS1事業者コード担当)
<https://www.gs1jp.org/code/jan/>

落丁・乱丁はお取り替えいたします。なお、本冊子の内容は予告なく変更されることがあります。

GS1 Japan (一般財団法人 流通システム開発センター) について

当財団は、1972年に流通情報システムの合理化・標準化のために設立された専門機関です。

流通業とその関連業界のシステム化に不可欠な、GTIN (JANコード) をはじめとした各種識別コードやバーコード、電子タグなどの自動認識技術、EDI (電子データ交換)、データベースなどの標準化と普及を推進しています。また、国際標準の流通システムを推進する機関であるGS1 (本部: ベルギー・ブリュッセル、加盟国および地域は110を超える) に日本代表機関として加盟しています。

〈お問い合わせ〉



GS1 Japan

一般財団法人
流通システム開発センター

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F

TEL: 03-5414-8511 (GS1事業者コード担当)

FAX: 03-5414-8503

<https://www.gs1jp.org/code/jan/>